

宮古市公共施設等総合管理計画

改訂版

令和6年2月



宮古市

宮古市公共施設等総合管理計画 目次

第1章 はじめに.....	1
1. 計画の背景と目的	1
(1) 計画の背景と目的.....	1
(2) 公共施設白書、公共施設再配置計画（基本計画・実施計画）について	1
2. 公共施設等総合管理計画の位置づけ	2
3. 公共施設等総合管理計画の対象範囲	3
(1) 対象となる施設の範囲.....	3
(2) 対象施設の種類	4
(3) 作成にあたっての情報収集方法.....	5
4. 計画の期間	5
第2章 人口・財政の状況	6
1. 人口等の状況	6
(1) 人口の推移.....	6
(2) 年齢3階層別の人口の推移	7
(3) 将来人口の推計	9
2. 歳入歳出の状況	10
(1) 歳入の推移.....	10
(2) 歳出の推移.....	11
(3) 財政指標について.....	12
第3章 公共施設等の現状	16
1. 公共施設の整備状況	16
(1) 公共施設の保有数量	16
(2) 公共施設の老朽化と耐震化について.....	18
2. インフラ施設の整備状況.....	21
(1) 主要なインフラ施設の整備状況.....	21
(2) その他のインフラ施設の整備状況	23
第4章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等.....	24
1. 従来型の試算方式	24
(1) 建替えコストの考え方.....	24
(2) 大規模改修コストの考え方	25
(3) インフラ施設の更新の考え方.....	27
2. 長寿命化型の試算方式	29
(1) 建替えコストの考え方.....	29
(2) 大規模改修コストの考え方	30
(3) インフラ施設の更新の考え方.....	32
3. 充当可能な財源及び中長期的な経費の見込み	33
(1) 充当可能な財源の見込み.....	33
(2) 中長期的な経費の見込み.....	34

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 36

1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）	36
（1）人口減少・少子高齢化社会への対応	36
（2）厳しさを増す財政状況への対応	36
（3）公共施設の老朽化への対応	36
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	37
（1）公共施設の管理に関する基本的な考え方	37
（2）インフラ施設に関する目標と基本方針	40
（3）公共施設等における将来更新費用の削減目標	40
3. 具体的な取組方策	41
（1）点検・診断等の実施方針	41
（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針	42
（3）安全確保の実施方針	42
（4）耐震化の実施方針	42
（5）長寿命化の実施方針	43
（6）ユニバーサルデザインの推進方針	43
（7）脱炭素化の推進方針	43
（8）複合化・集約化や廃止の推進方針	43
（9）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	44

第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 45

1. 公共施設	45
（1）行政系施設	45
（2）市民文化系施設	46
（3）産業系施設	46
（4）スポーツ・レクリエーション施設	46
（5）社会教育系施設	47
（6）学校教育系施設	48
（7）保健・福祉施設	48
（8）児童福祉施設	49
（9）子育て支援施設	50
（10）公営住宅	50
（11）公園建屋	50
（12）インフラ関連施設	50
（13）その他の公共施設	50
（14）普通財産	51
2. インフラ施設	52
（1）道路	52
（2）橋梁	52
（3）上水道	53
（4）下水道	53
（5）その他のインフラ施設	54

第7章 推進体制 55 |

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	55
（1）全庁的な取組体制の構築	55
（2）情報管理・共有のあり方	55
2. フォローアップの実施方針	56

第1章 はじめに

1. 計画の背景と目的

(1) 計画の背景と目的

わが国の多くの公共施設やインフラ施設は、高度経済成長期を中心に整備が進められたため、大規模改修や建替えなどの更新時期を迎えつつあります。中央自動車道の笹子トンネル事故に代表されるような、インフラ施設の老朽化に伴う深刻な災害も発生しました。また、少子高齢化や人口減少により公共施設の利用者も減少傾向にあり、年齢層の変化に伴うニーズの変化も起こりつつあります。更に、地方を中心に過疎化や生産年齢人口の減少が著しく、税収が見込めなくなり、あらゆる財源が先細りとなる傾向にあります。本市も例外ではありません。限られた財源の中でどのように公共施設等の更新や維持管理を実施すべきか、自治体経営上の大きな課題となっています。

このような状況を踏まえて、国では「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換を重要課題として位置づけ、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。併せて、公共施設等の実態を把握し、長期的な視点から計画的に更新・統廃合・長寿命化などを行い、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置を実現する必要性が指摘されるなか、公共施設やインフラ施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成26年4月、総務省は地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

本市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって被災した公共施設等についても、「宮古市東日本大震災復興計画」並びに「宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画」に沿って復旧を進めました。また、東日本大震災以降、熊本地震を始めとする震災や岩手県沿岸を襲った平成28年台風第10号豪雨災害や令和元年東日本台風等の自然災害の脅威が増大し、災害に強い地域づくりを進めて市民の安全を確保するためにも、公共施設やインフラ施設への適正な投資が重要視されます。

こうした背景を踏まえて、公共サービス・公共施設等の規模の適正化により、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、真に必要な公共サービスの提供を維持・確保していくため、「宮古市公共施設等総合管理計画（以下「前計画」という。）」を平成29年3月に策定しました。

本計画は、その後の公共施設に対する取り組みや総務省からの指導等を踏まえて、前計画を改訂するものです。

(2) 公共施設白書、公共施設再配置計画(基本計画・実施計画)について

本市では、平成26年3月時点で保有している全ての公共施設を対象として、建物の状況や利用状況、運営状況、維持管理費等のコスト状況などの実態を調査し、施設用途別に実態と課題を整理した「宮古市公共施設白書」（以下「公共施設白書」という。）を作成しました。公共施設白書の作成を通して、人口1人あたりの公共施設の量に地域差が見られることや今後の改修・建替え時期に財源が不足することなどの課題が明らかになりました。

公共施設白書のデータを基に、平成27年3月に「宮古市公共施設再配置計画（基本計画）」（以下「再配置計画（基本計画）」という。）を策定し、将来更新費用の削減目標や施設用途別の再配置の方向性、各施設の定量評価に基づく今後の検討の方向性を決めました。

再配置計画（基本計画）のデータを基に、平成28年3月に「宮古市公共施設再配置計画（実施計画）」（以下「再配置計画（実施計画）」という。）を策定し、再配置計画（基本計画）で定めた今後の検討の方向性（継続活用施設／見直し対象施設）から、施設用途別の再配置の方向性や、地区・施設毎の特性や既存の関連計画などの方向性や特性を踏まえながら、各施設の具体的な展開（統廃合、複合化、建替え、民間活用など）を検討・決定しました。

本市では、再配置計画（基本計画）及び再配置計画（実施計画）に基づき、公共施設の適正な配置及び計画的な管理に努めてきました。

2. 公共施設等総合管理計画の位置づけ

国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラ施設を対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラ施設の戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画として策定されました。本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。

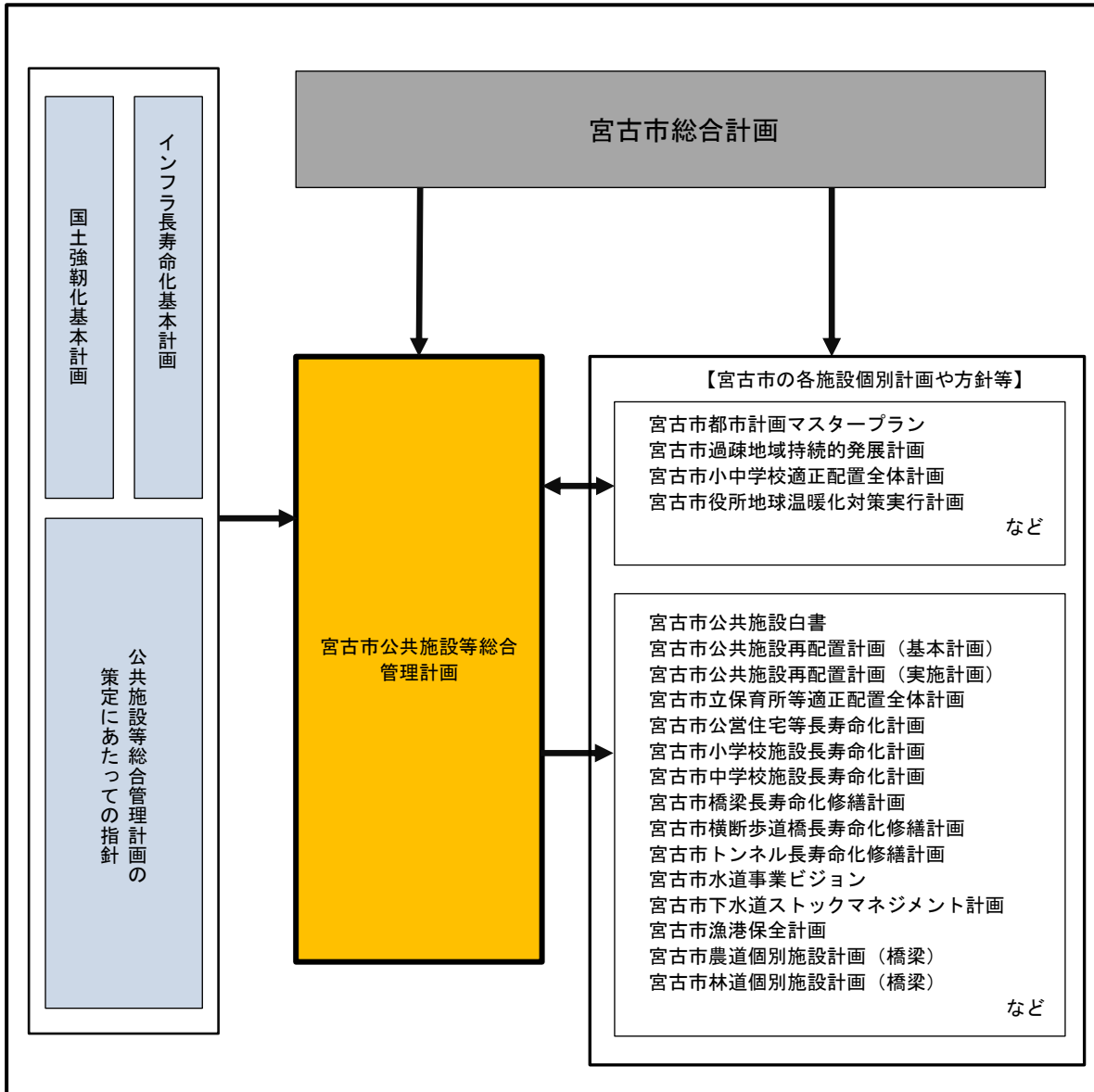


図 1. 1 上位・関連計画との関係図

3. 公共施設等総合管理計画の対象範囲

(1) 対象となる施設の範囲

本計画の対象施設は、再配置計画（基本計画）で整理された公共施設、及び道路、橋梁、上水道等施設、下水道等施設及びその他のインフラ施設を加えた全てのインフラ施設とします。

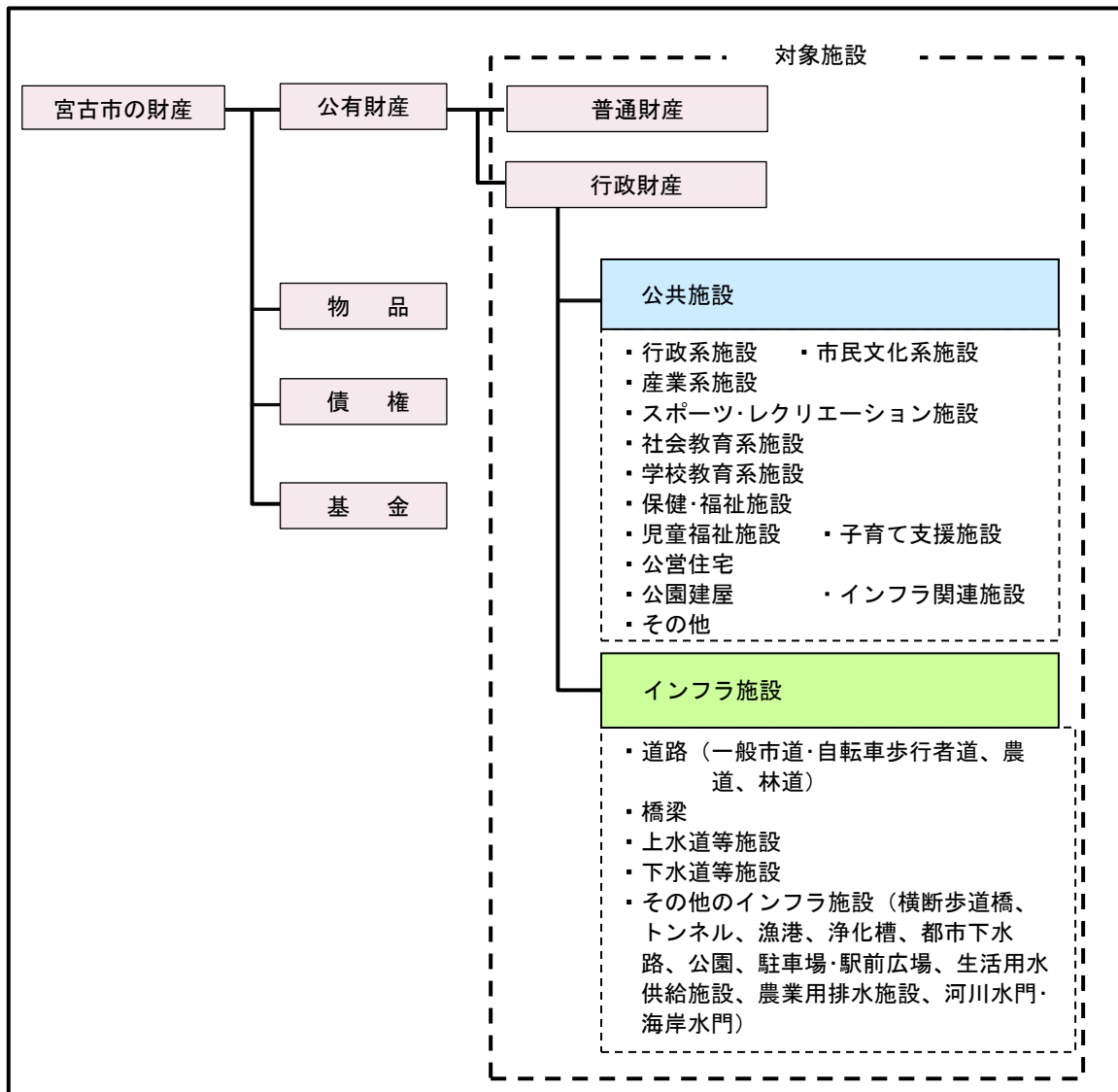


図 1. 2 計画対象となる施設の範囲

(2)対象施設の分類

本計画で対象とする施設は、その利用区分を考慮し、表1.1のとおり整理します。この分類は本計画における分析の視点から行ったもので、一般的な公共施設の分類をなすものではありません。

表1.1 主な対象施設の分類

大分類	中分類	主な施設	
公共施設	行政系施設	庁舎等	市役所本庁舎、支所庁舎、出張所
		消防施設	防災会館、消防屯所
		その他行政系施設	建設車両等車庫、現場事務所
	市民文化系施設	市民文化会館	市民文化会館
		集会施設	地区集会施設等
	産業系施設	産業系施設	農産物販売施設、職業訓練センター、養魚場
	スポーツ・レクリエーション施設	観光施設	観光案内所、宿泊施設、キャンプ場、道の駅
		スポーツ施設	体育館、スポーツ交流施設、ゲートボール場、野球場
	社会教育系施設	図書館	図書館
		博物館等	展示室、文化財収蔵庫、資料館
		公民館・生涯学習センター	公民館、生涯学習センター
	学校教育系施設	小学校	小学校
		中学校	中学校
		給食センター等	給食センター、教育研究所
	保健・福祉施設	福祉施設	老人福祉センター、障害者福祉センター、デイサービスセンター、老人憩いの家
		保健施設	保健センター
		医療施設	診療所
	児童福祉施設	保育所	保育所
		児童館	児童館
	子育て支援施設	学童の家	学童の家
公営住宅	公営住宅	公営住宅	
公園建屋	公園建屋	公園便所、東屋	
インフラ関連施設	インフラ関連施設	処理場、ポンプ場等	
その他	交通関連施設	バス待合所、駅トイレ	
	職員住宅	教員住宅、医師住宅	
	その他	公衆便所、墓園管理棟、斎場	
普通財産	普通財産	普通財産	
インフラ施設	道路	道路	一般市道・自転車歩行者道、農道、林道
	橋梁	橋梁	橋梁
	上水道等施設	施設及び管路	上水道、簡易水道 ※簡易水道は、令和2年4月に上水道に統合
	下水道等施設	施設及び管路	公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設
	その他のインフラ施設	その他のインフラ施設	横断歩道橋、トンネル、漁港、浄化槽、都市下水路、公園、駐車場・駅前広場、生活用水供給施設、農業用排水施設、河川水門・海岸水門

(3) 作成にあたっての情報収集方法

公共施設の情報収集にあたっては、固定資産台帳の情報を基に公共施設の調査結果を基礎データとし、公共施設の現状（種類、建築年、経過年数、延床面積、構造等）を整理しました。

インフラ施設については、道路、橋梁、上水道等施設、下水道等施設、その他のインフラ施設について、関係所管課へのヒアリング調査を踏まえて情報を整理しました。

4. 計画の期間

計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜見直すものとします。

第2章 人口・財政の状況

1. 人口等の状況

(1)人口の推移

令和4年における本市の人口は47,493人、世帯数は22,792世帯で、1世帯あたり人員は2.08人となっています。本市の人口は昭和35年の81,093人をピークに年々減少しており、令和4年時点で昭和25年と比べて6割強の人口となっています。また、昭和60年以降は年間500人から1,500人のペースで減少しています。

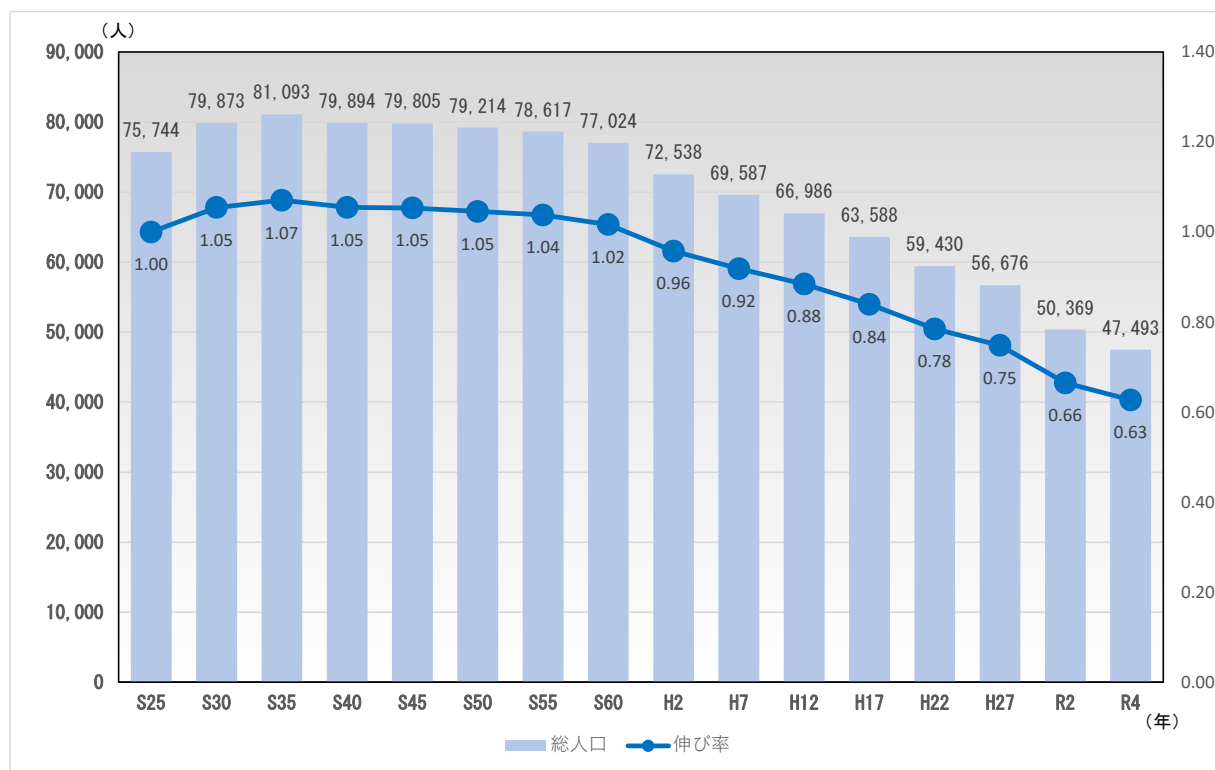


図 2. 1 人口の推移

資料：総務省統計局 国勢調査（昭和25年～令和2年）
宮古市人口統計（令和4年）

(2) 年齢3階層別の人口の推移

本市の年齢3階層別人口は、老年人口（65歳以上）が昭和45年には5,577人であったものが、令和4年には18,760人に増加しています。また、年少人口（15歳未満）は昭和45年の22,498人から令和4年には4,409人と著しく減少しており、少子高齢化が急速に進行しています。

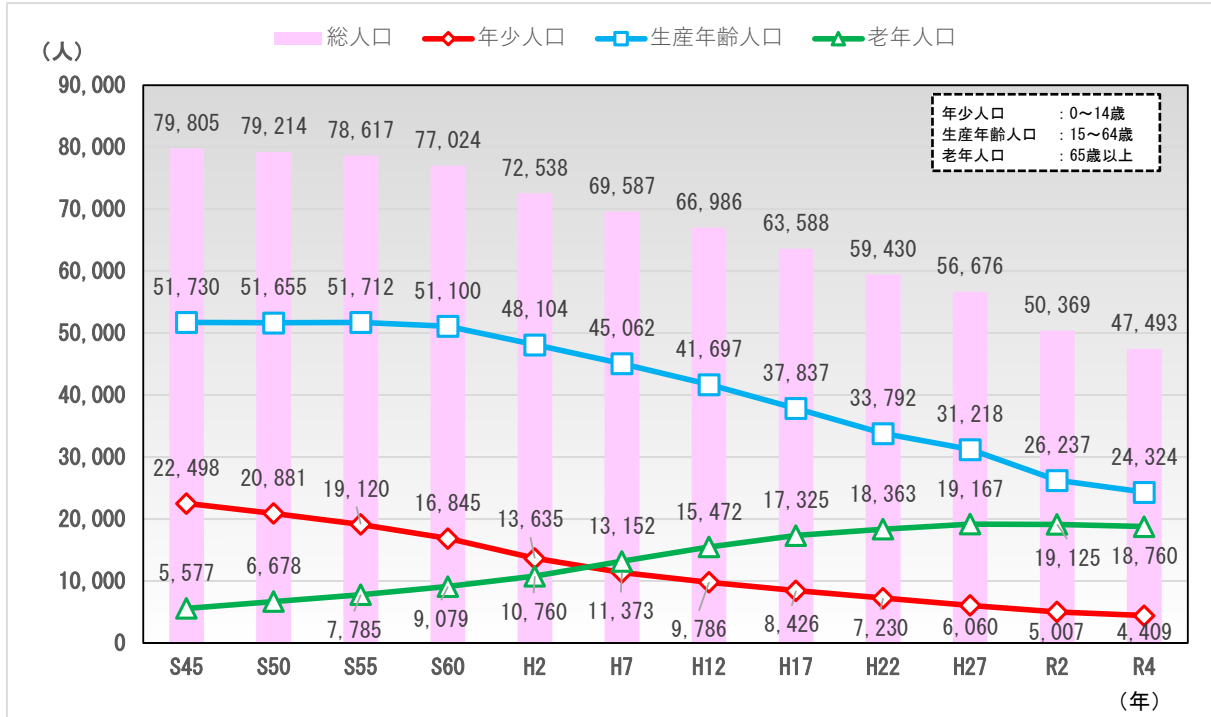


図 2. 2 年齢3階層別人口の推移

資料：総務省統計局 国勢調査（昭和45年～令和2年）
宮古市人口統計（令和4年）

※年齢不明人口を含んでいないので、3階層別人口の合計は総人口と合いません。

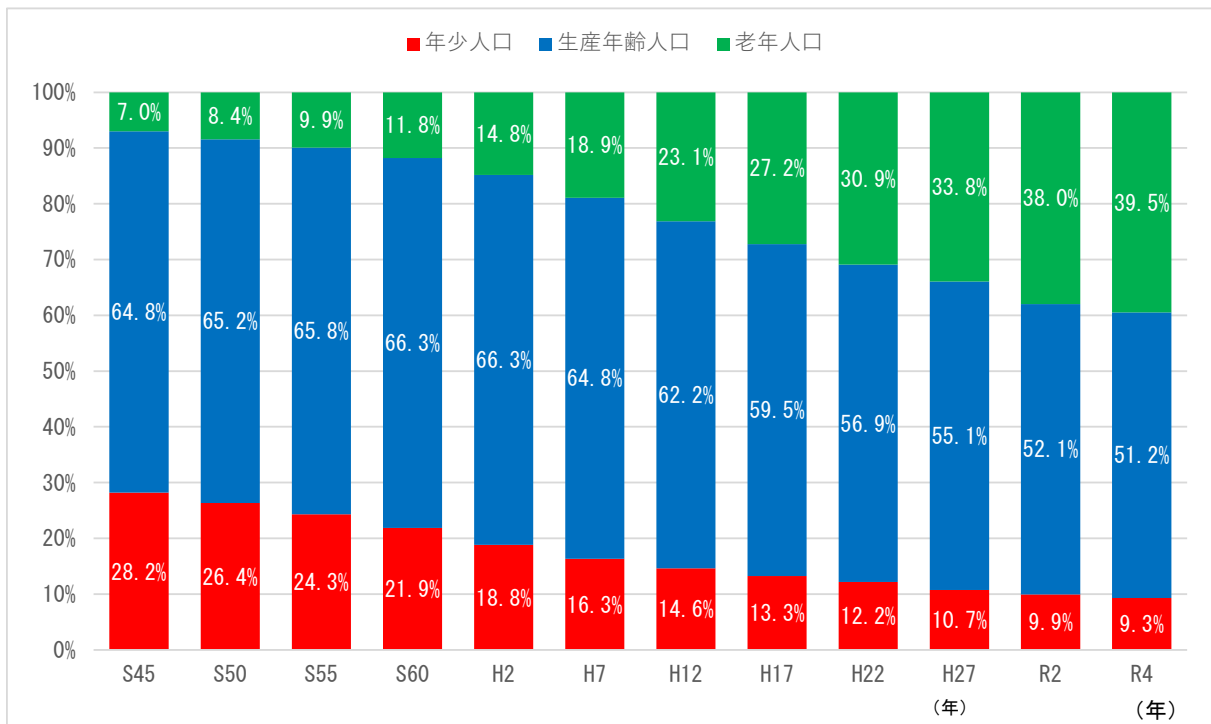


図 2. 3 年齢3階層別人口構成比の推移

資料：総務省統計局国勢調査（昭和45年～令和2年）宮古市人口統計（令和4年）

第2章 人口・財政の状況

本市における令和4年の年齢別人口は、男女とも70歳前後が最も多く、この世代を境に上下でピラミッド、逆ピラミッドの分布となっています。

また、第二次ベビーブームの世代の人口の膨らみがなく、20歳前後での進学・就職などによる人口流出が著しく表れています。

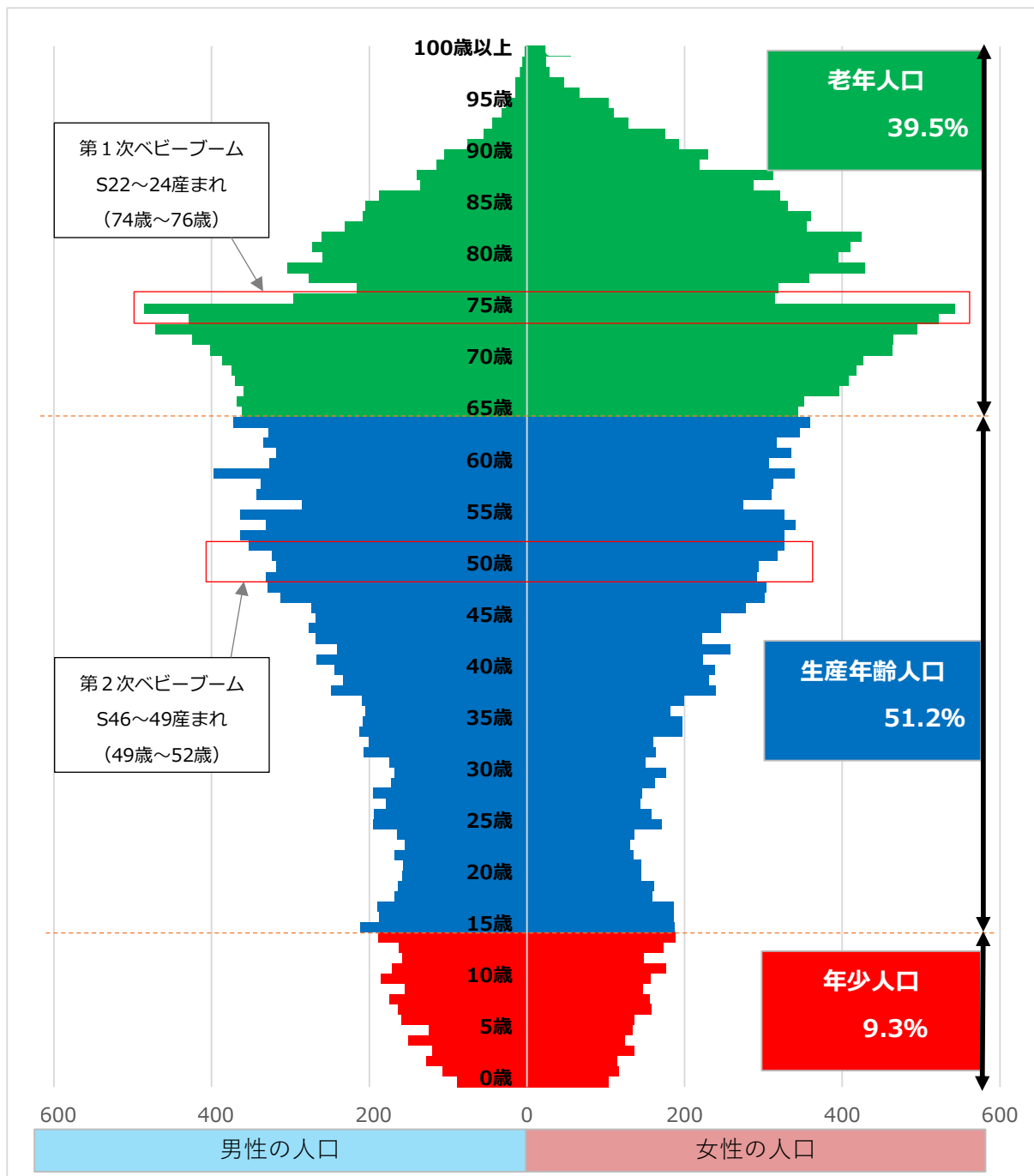


図2.4 宮古市年齢別人口

資料：宮古市人口統計（令和4年度）

(3) 将来人口の推計

「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年度から令和元年度）において定めた人口ビジョンでは、「令和22年4万3千人、令和42年3万6千人の人口を確保」することを掲げています。

平成30年の国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した将来人口推計においては、推計値が上方修正されているものの、人口ビジョンの目標を達していないことから、本計画においては、引き続き「令和22年4万3千人、令和42年3万6千人の人口を確保」することを目指します。

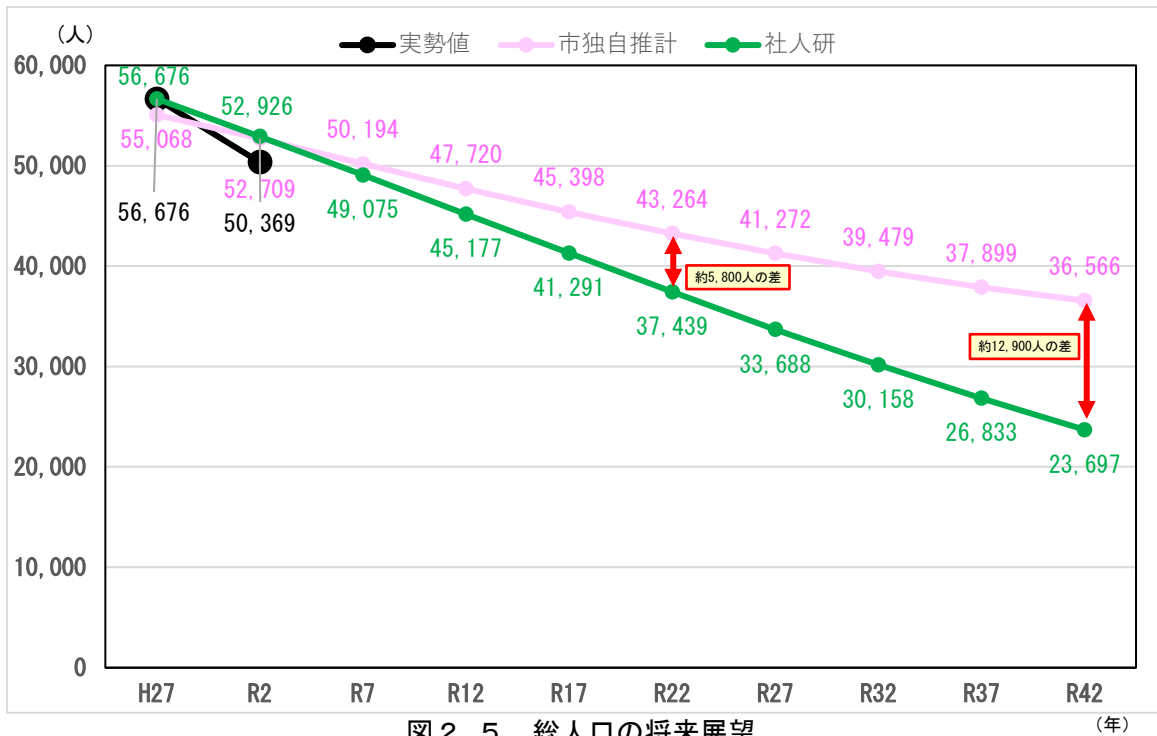


図 2.5 総人口の将来展望

資料：人口ビジョン（宮古市総合計画）より

2. 歳入歳出の状況

(1) 歳入の推移

歳入の総額は、震災対応により財政が拡大した平成23年度以降に増大しており、復旧・復興事業の進捗に伴い、徐々に歳入の規模は元に戻りつつありますが、令和4年度の決算においては、震災前の平成22年の歳入額の1.2倍程度の規模となっています。

地方税については、震災前の水準に戻っているものの、中・長期的に人口の減少が予測されていることから、今後、地方税の減少が懸念されます。

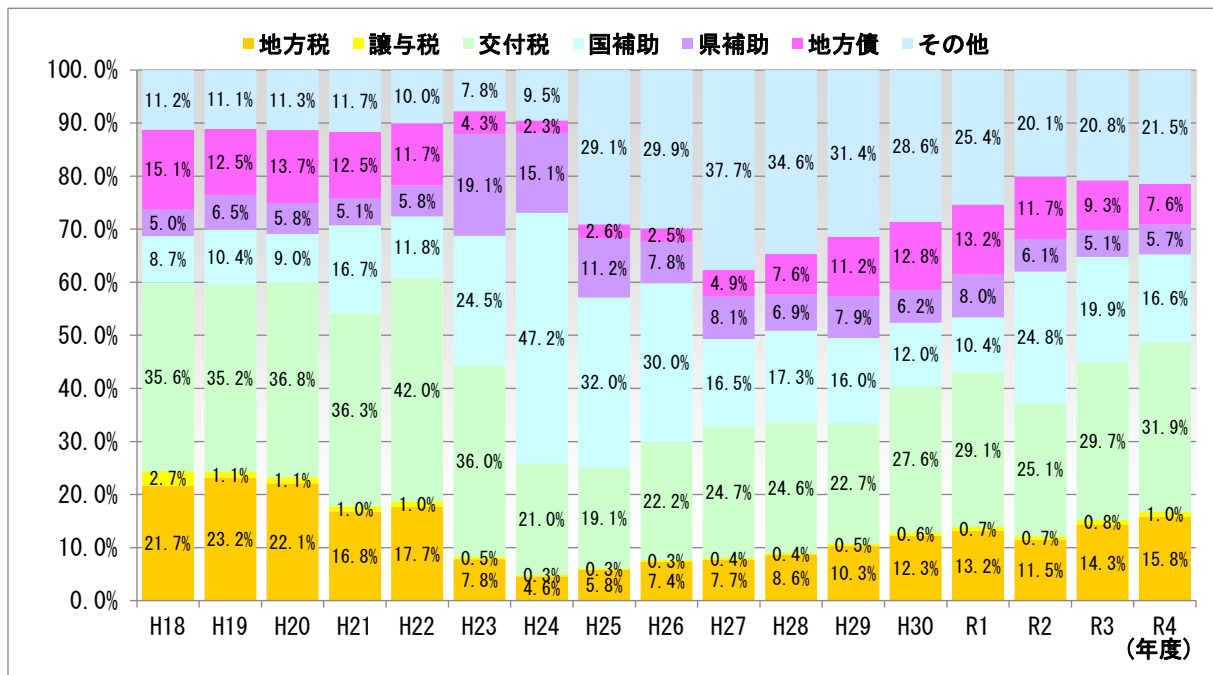
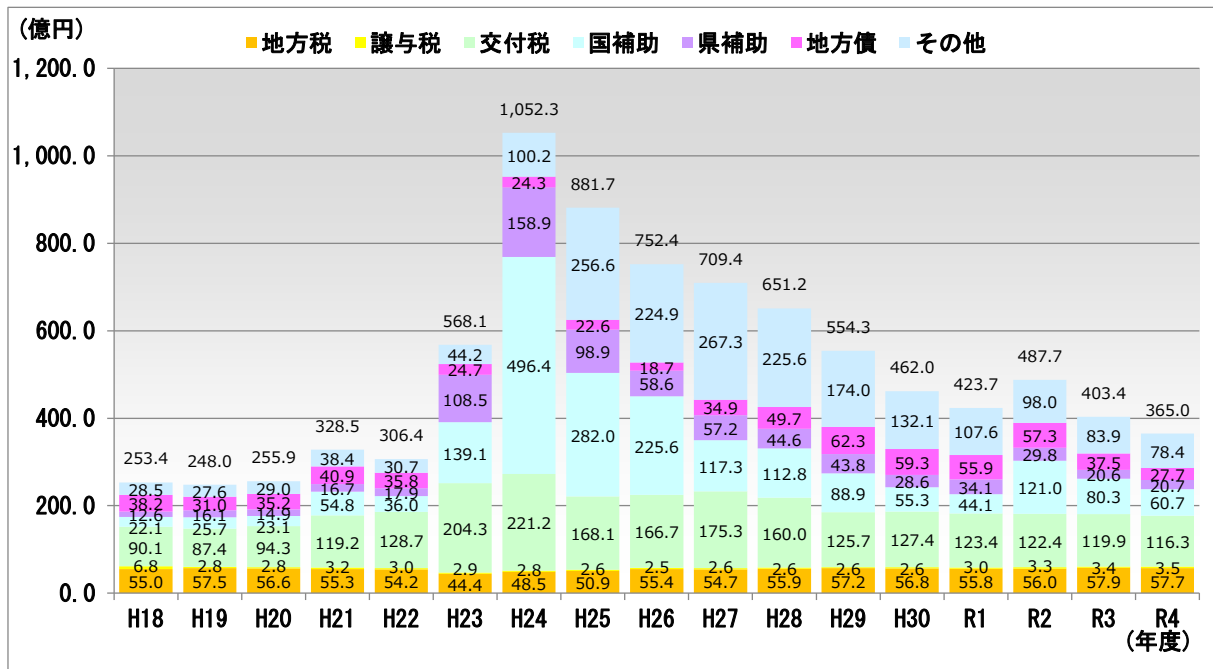


図 2.6 普通会計（歳入）決算額の推移

資料：宮古市決算カード

(2) 歳出の推移

歳出の総額は、震災対応により財政が拡大した平成23年度以降に増大しており、復旧・復興事業の進捗に伴い、徐々に歳出の規模は元に戻りつつありますが、令和4年度の決算においては、震災前の平成22年の歳出額の1.2倍程度の規模となっています。

将来的には、扶助費等の増加に伴い、投資的経費に充当される財源の確保は今後ますます厳しくなるものと見込まれます。

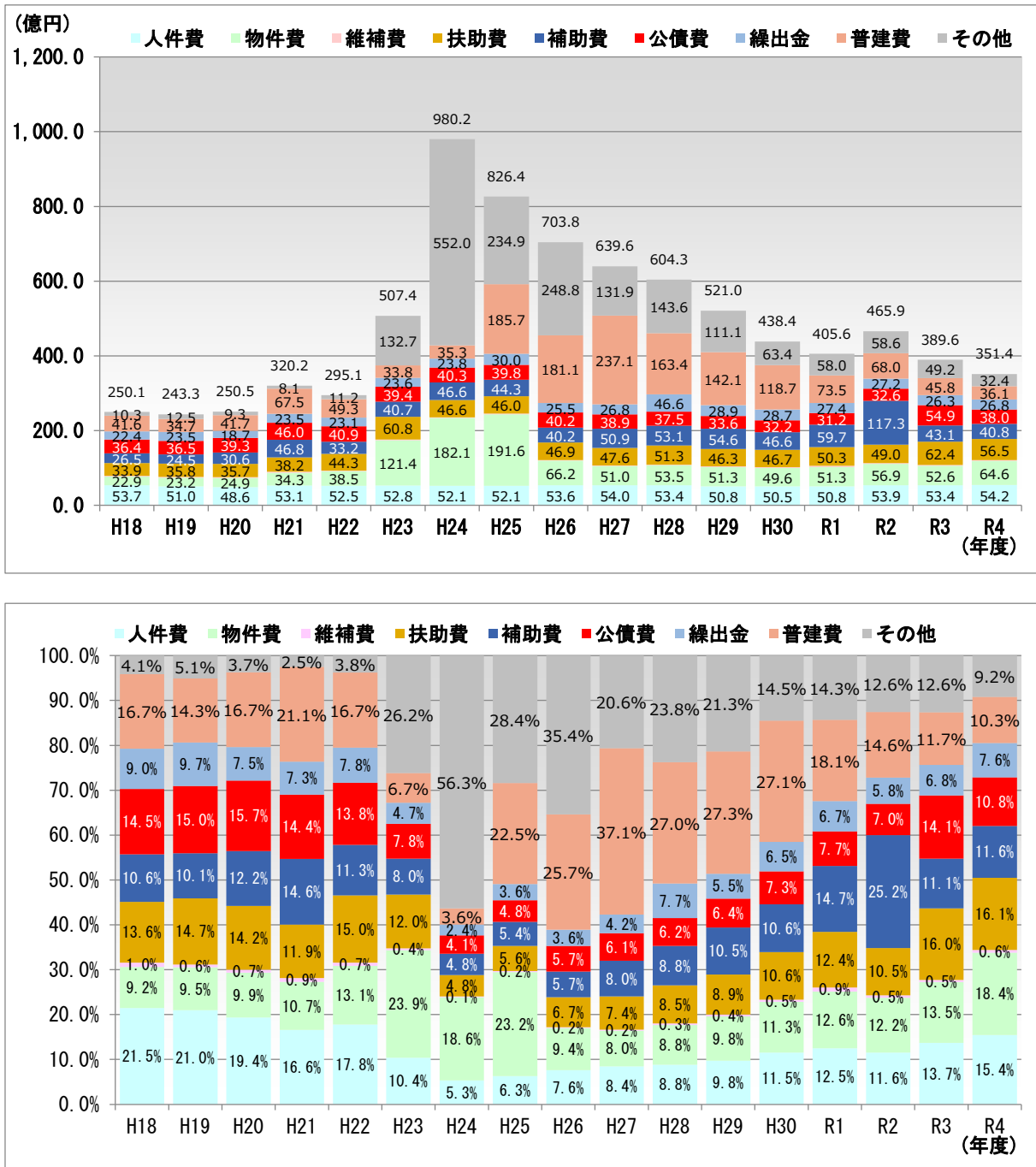


図 2.7 普通会計（歳出）決算額の推移

資料：宮古市決算カード

(3) 財政指標について

本市の財政状況を把握するために、主要財政指標とされる財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率の推移を次に示します。

1) 財政力指数

財政力指数は、平成21年度からほぼ横ばいで推移していますが、近年は徐々に向上している様子がわかります。岩手県内市町村の平均と比較するとほぼ平均値であるといえます。

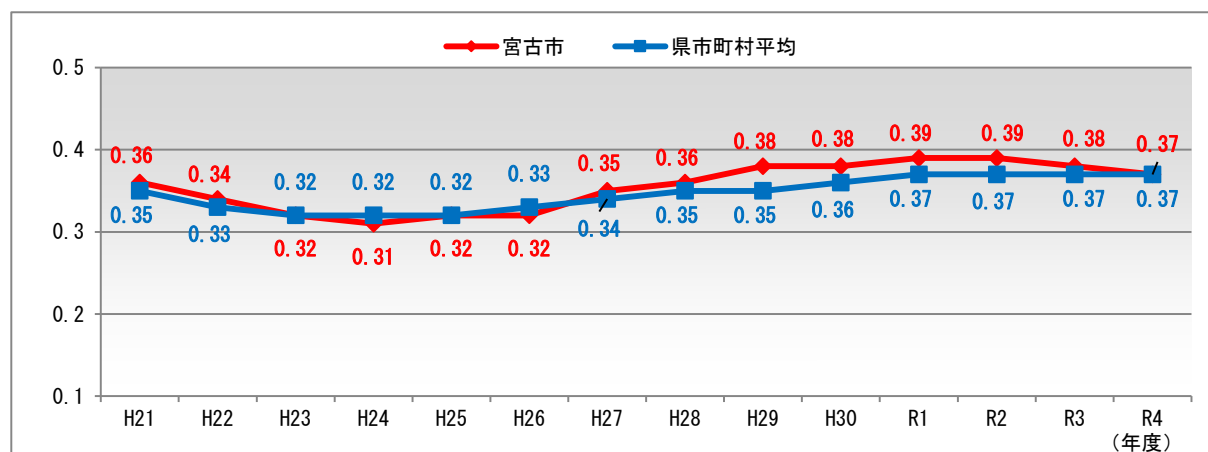


図 2.8 財政力指数の推移

資料：平成21年度～令和4年度 地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

【財政力指数とは】

地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになります。1を超える団体は国からの支援を要しない強さを示し、普通交付税の不交付団体となります。

2) 経常収支比率

経常収支比率も岩手県内市町村の平均と比べてほとんど変わらないといえますが、やや増加傾向にあるといえるため、増加抑制、低減に努める必要があります。

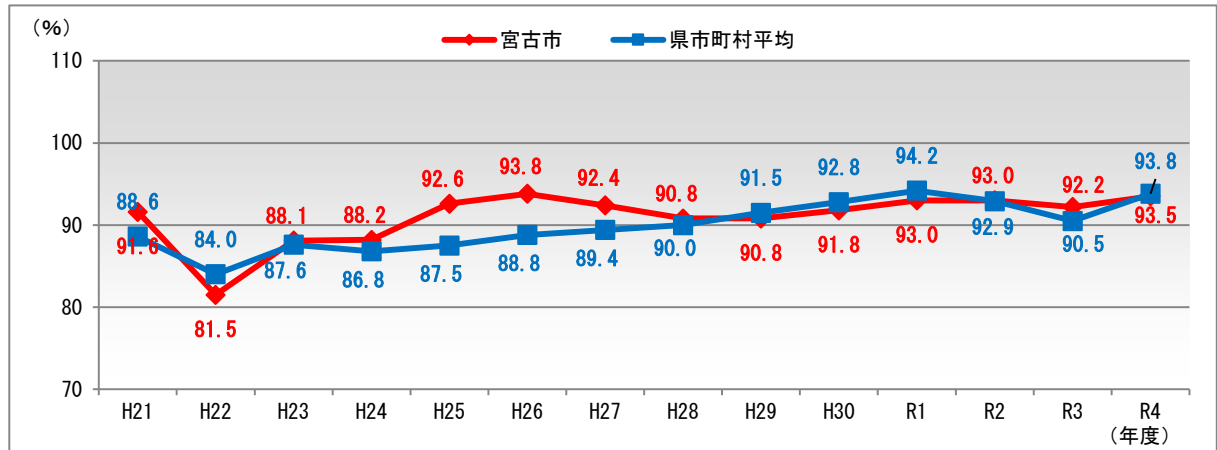


図 2.9 経常収支比率の推移

資料：平成21年度～令和4年度 地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

【経常収支比率とは】

人件費や公債費、扶助費などの義務的性格の強い（節減することが困難な）経常経費に、市税や普通交付税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断する指標です。この比率が高いほど、新しいサービスを行うための余裕がないことを示しています。

3) 実質公債費比率

実質公債費比率は以前よりゆるやかな減少傾向にあるといえます。岩手県内市町村の平均と比較するとやや低めの水準で推移していますが、引き続き公債費の抑制に努めていく必要があります。

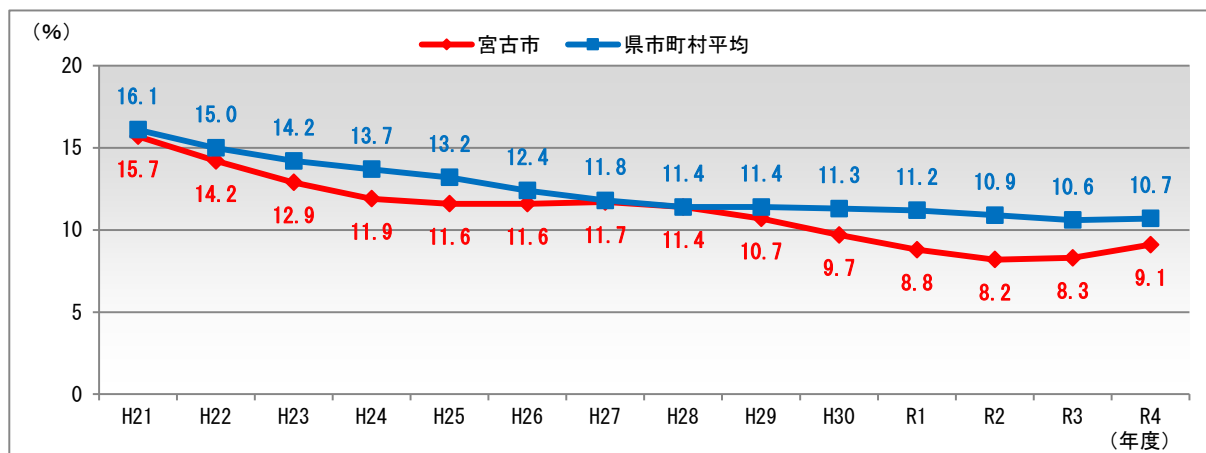


図 2.10 実質公債費比率の推移

資料：平成21年度～令和4年度 地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

【実質公債費比率とは】

地方公共団体の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標です。「標準財政規模※」に対する元利償還金及び準元利償還金の割合で、決算に基づく数値の3カ年平均によって算出されます。

※標準財政規模：地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源の目安となる指標で、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされています。

4) 将来負担比率

将来負担比率は、早期健全基準の350%に迫る水準ではなく良好な水準を維持しているといえます。岩手県内市町村の平均と比較するとかなり低めの水準で推移しており、引き続き比率の低減に努め、健全な財政状況を維持していく必要があります。

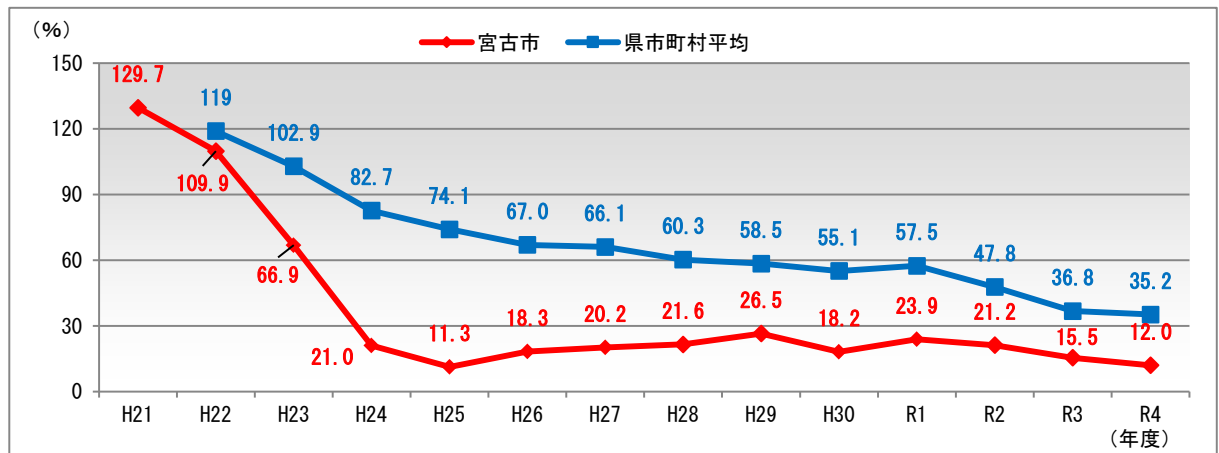


図 2.1.1 将来負担比率の推移

資料：平成21年度～令和4年度 地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

【将来負担比率とは】

地方公共団体の実質的な将来負担の程度を示す指標です。一部事務組合や第三セクター等も含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する割合を示しています。市町村は350%を超えると早期健全化団体に指定され、国に健全化計画を報告する必要があります。

第3章 公共施設等の現状

1. 公共施設の整備状況

(1) 公共施設の保有数量

本計画で対象とする公共施設の数には582施設であり、延床面積の合計は約48万8千㎡です。延床面積が最も多いのは、学校教育系施設（小学校、中学校、給食センター等）で22.4%、次いで公営住宅の19.7%、スポーツ・レクリエーション施設（観光施設、スポーツ施設）の12.2%となっています。

前計画策定時の施設保有量と比べると、施設数で39、延床面積で約2万8千㎡ほど増加していますが、これは公共施設を再配置する過程であることから、その他施設や普通財産が増大しているため、今後の施設再編の進捗に応じて公共施設量は減少するものと考えられます。

表3.1 公共施設の用途別保有数量

	平成28年度末時点(A)			令和4年度末時点(B)			増減(B-A)	
	施設数	延床面積	延床面積構成比	施設数	延床面積	延床面積構成比	施設数	延床面積
行政系施設	庁舎等	13	24,879.0	5.4%	11	13,774.4	-2	-11,104.6
	消防施設	69	9,500.5	2.1%	66	9,039.3	-3	-461.2
	その他行政系施設	12	5,507.4	1.2%	13	10,090.3	1	4,582.9
市民文化系施設	市民文化会館	1	5,515.0	1.2%	1	5,304.9	0	-210.1
	集会施設	92	24,916.4	5.4%	89	23,979.4	-3	-937.0
産業系施設	14	20,891.5	4.5%	24	22,751.2	10	1,859.7	
スポーツ・レクリエーション施設	観光施設	28	36,646.6	8.0%	33	38,461.7	5	1,815.1
	スポーツ施設	15	20,604.3	4.5%	15	20,749.7	0	145.4
社会教育系施設	図書館	4	2,434.7	0.5%	4	2,434.5	0	-0.2
	博物館等	10	12,915.1	2.8%	8	9,775.1	-2	-3,140.0
	公民館・生涯学習センター	20	12,167.9	2.6%	20	15,818.1	0	3,650.2
学校教育系施設	小学校	26	86,817.7	18.9%	13	55,642.9	-13	-31,174.8
	中学校	11	49,875.5	10.9%	11	50,073.9	0	198.4
	給食センター等	4	4,005.8	0.9%	3	3,462.8	-1	-543.0
保健・福祉施設	福祉施設	15	10,424.2	2.3%	14	10,740.2	-1	316.0
	保健施設	4	2,351.4	0.5%	4	2,595.5	0	244.1
	医療施設	5	3,087.4	0.7%	4	2,799.8	-1	-287.6
児童福祉施設	保育所	13	5,117.8	1.1%	13	5,950.7	0	832.9
	児童館	4	1,195.2	0.3%	2	808.4	-2	-386.8
子育て支援施設	12	1,632.6	0.4%	12	1,663.9	0	31.3	
公営住宅	46	94,374.0	20.6%	45	96,167.7	-1	1,793.7	
公園建屋	41	659.9	0.1%	48	912.8	7	252.9	
その他	交通関連施設	18	506.2	0.1%	28	888.9	10	382.7
	職員住宅	22	4,245.5	0.9%	11	2,538.5	-11	-1,707.0
	その他施設	7	2,434.3	0.5%	35	28,692.6	28	26,258.3
普通財産	37	16,511.0	3.6%	55	52,930.9	18	36,419.9	
合計	543	459,216.9	100%	582	488,048.1	100%	39	28,831.2

資料：固定資産台帳より

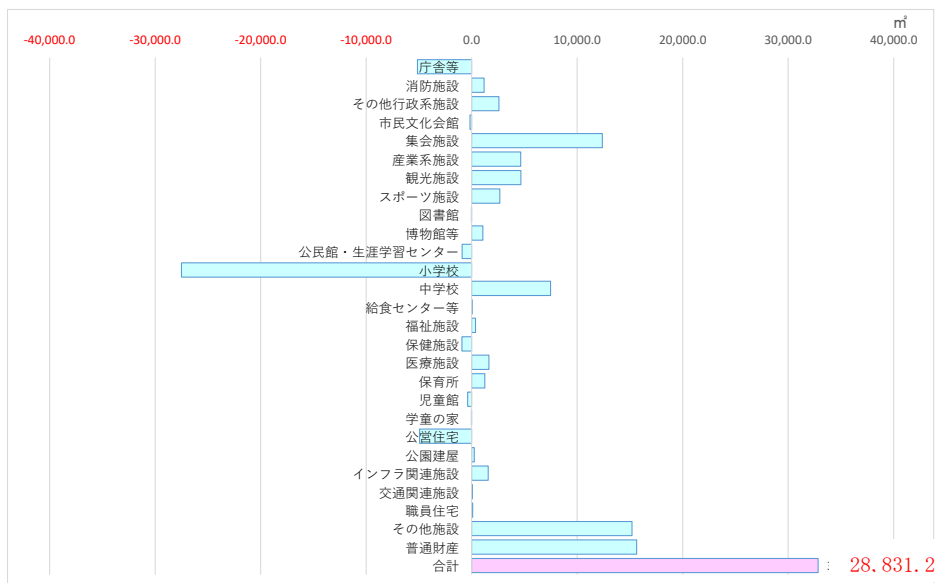


図3.1 施設類型別床面積の増減状況

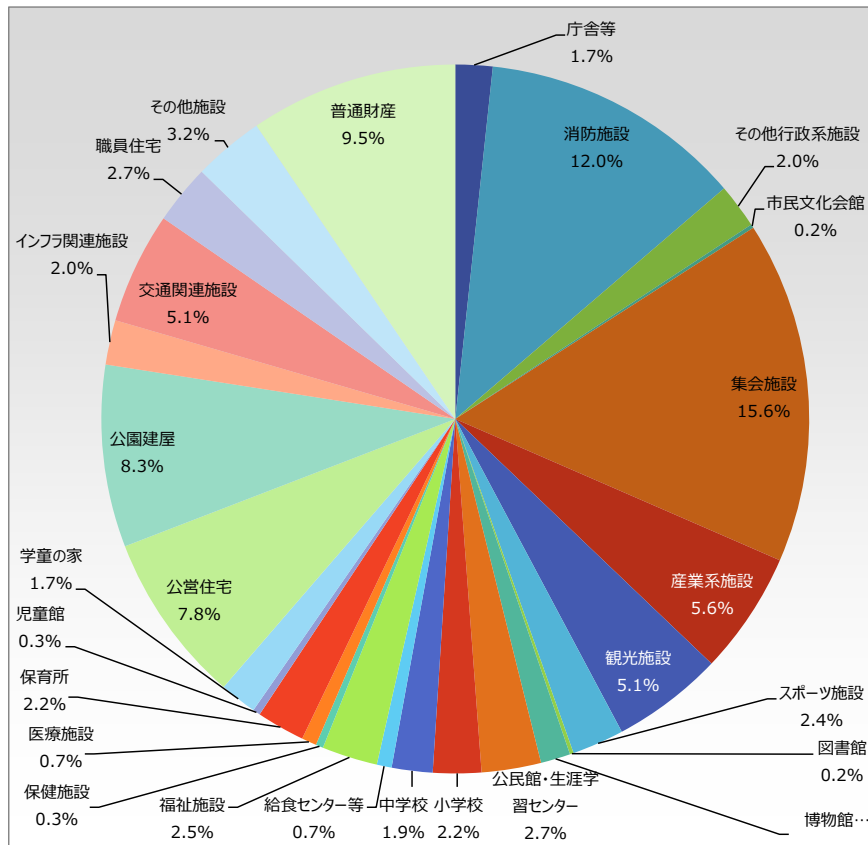


図 3.2 公共施設の用途別施設数（構成比）

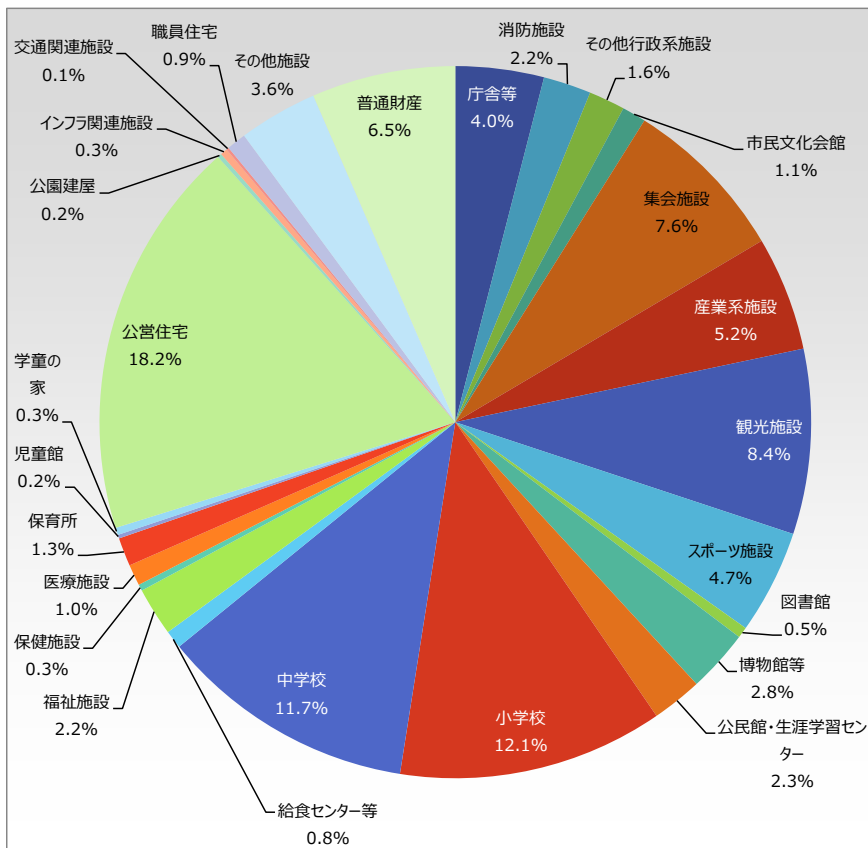


図 3.3 公共施設の用途別延床面積（構成比）

(2) 公共施設の老朽化と耐震化について

1) 公共施設の老朽化の状況

本市が保有・管理する公共施設の多くは、高度経済成長期に整備されています。建築後30年以上経過し、老朽化が進んでいると考えられる公共施設（築年数不明を含む）は、全体の49.7%を占め、今後数年間で更に急増します。

築30年以上を経過した建物における延床面積の割合が過半を占める公共施設を小分類別に見ると、図書館、市民文化会館、その他施設、公民館・生涯学習センター、中学校、小学校、インフラ関連施設、職員住宅、公営住宅、その他行政系施設、交通関連施設、保健施設があげられます。中でもその他行政系施設、市民文化会館、公民館・生涯学習センター、職員住宅は40年以上経過した建物が半数を超えており、特に老朽化が進んでいます。

なお、昭和56年以前の公共施設（143,980.1㎡）は延床面積ベースで29.3%を占め、旧耐震基準により整備されたため、十分な耐震安全性が確保されていない可能性があります。

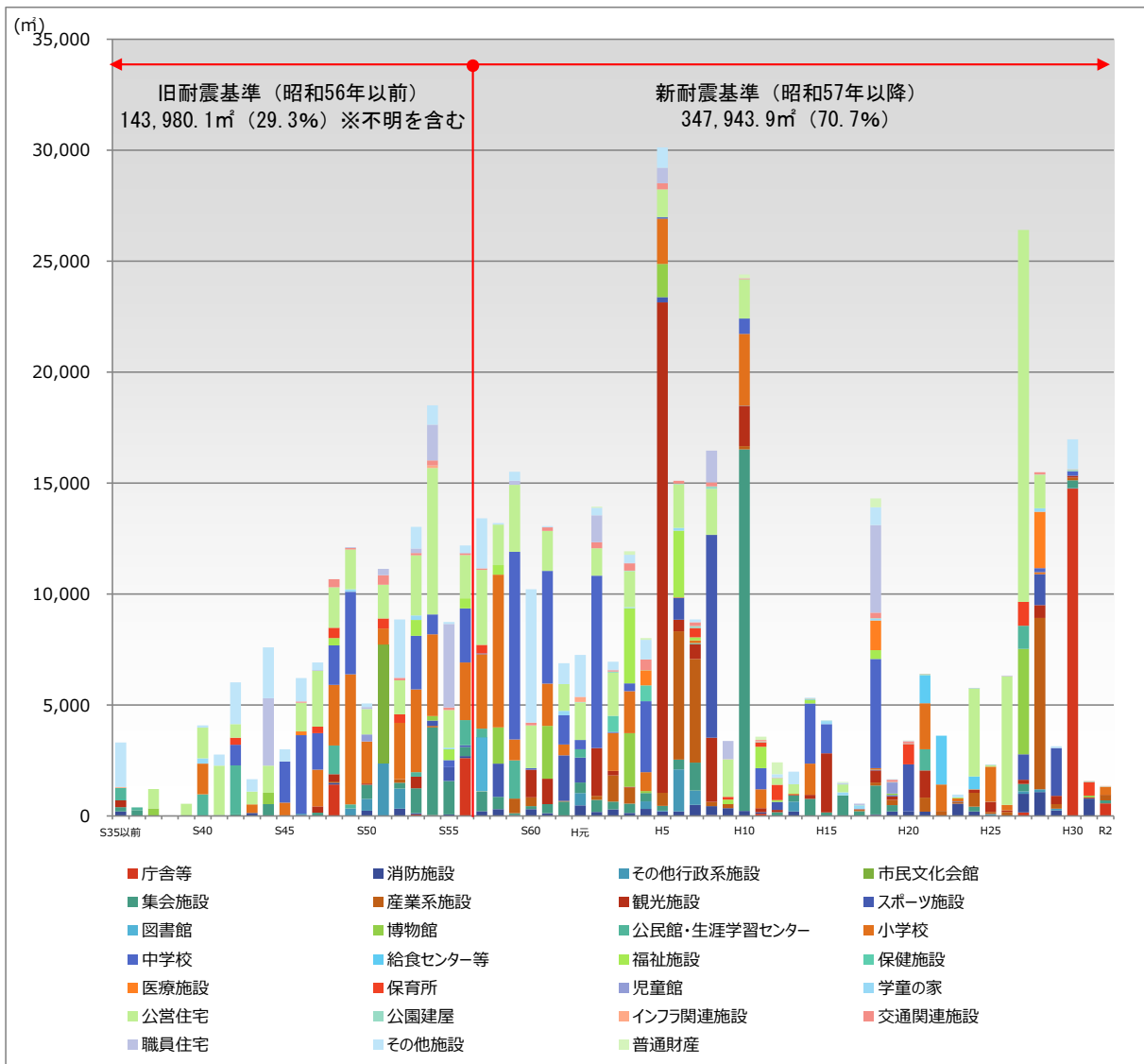


図3.4 築年別・用途別の公共施設の延床面積の分布

資料：公共施設白書より

※1981年（昭和56年）6月に建築基準法が改正されています。ここでは、1981年（昭和56年）以前建築を「旧耐震」、1982年（昭和57年）以降建築を「新耐震」に分類しています。

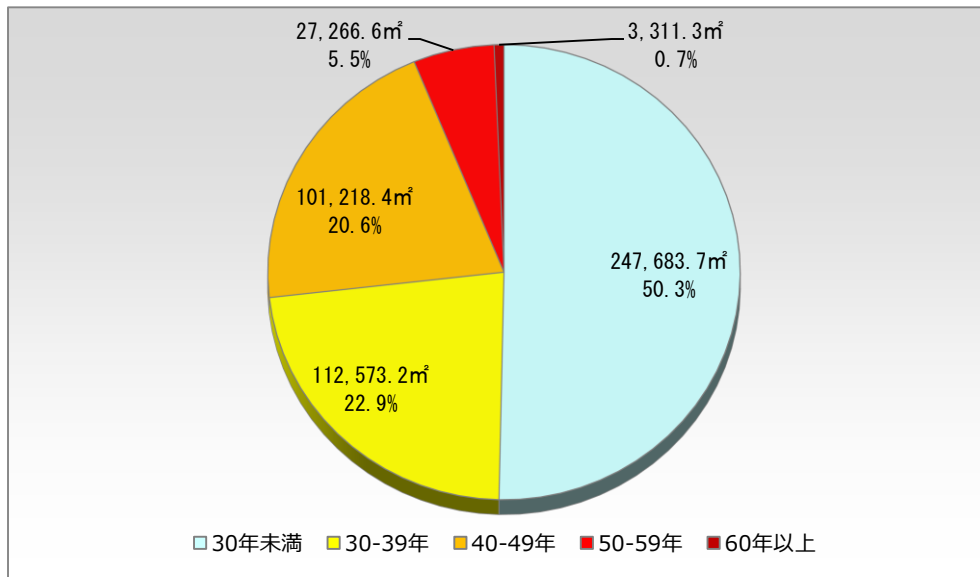


図 3.5 公共施設の築年数別延床面積割合

表 3.2 施設類型別の築年数別延床面積

		60年以上	50-59年	40-49年	30-39年	20-29年	10-19年	10年未満	30年以上の割合
行政系施設	庁舎等	0.0	0.0	1,513.0	2,601.9	122.0	33.0	15,474.3	20.8%
	消防施設	195.4	190.2	811.7	1,999.3	2,396.3	813.7	3,836.9	31.2%
	その他行政系施設	0.0	0.0	4,217.8	553.3	2,921.9	443.4	406.0	55.9%
市民文化系施設	市民文化会館	0.0	0.0	5,348.8	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0%
	集会施設	201.6	844.1	7,611.3	4,526.7	19,147.4	3,933.2	1,038.4	35.3%
産業系施設		0.0	0.0	271.5	2,437.5	12,288.3	1,282.2	9,254.4	10.6%
スポーツ・レクリエーション施設	観光施設	299.1	0.0	1,185.3	4,741.3	28,296.5	4,856.2	1,926.6	15.1%
	スポーツ施設	0.0	14.7	858.9	4,742.8	10,751.4	2,202.9	4,709.8	24.1%
社会教育系施設	図書館	0.0	0.0	0.0	2,434.5	0.0	0.0	0.0	100.0%
	博物館等	0.0	841.4	206.5	4,015.6	4,015.4	64.8	4,829.0	36.2%
	公民館・生涯学習センター	558.0	3,307.8	1,684.0	3,635.8	52.2	972.3	1,046.9	81.6%
学校教育系施設	小学校	9.4	2,355.7	22,820.4	17,871.0	9,046.8	4,755.1	2,453.2	72.6%
	中学校	0.0	2,776.8	14,334.3	25,634.5	5,263.4	8,945.9	394.5	74.5%
	給食センター等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,465.0	583.2	0.0%
保健・福祉施設	福祉施設	0.0	0.0	1,531.1	887.2	7,748.2	587.6	43.1	22.4%
	保健施設	0.0	0.0	0.0	729.1	705.1	0.0	0.0	50.8%
	医療施設	0.0	0.0	165.6	0.0	685.0	1,337.4	2,542.2	3.5%
児童福祉施設	保育所	0.0	321.7	1,595.9	386.7	1,451.8	916.8	1,687.0	36.2%
	児童館	0.0	0.0	321.6	0.0	0.0	498.7	0.0	39.2%
子育て支援施設	学童の家	0.0	230.4	363.5	202.5	167.7	499.3	157.2	49.1%
公営住宅		0.0	7,423.1	22,611.1	19,986.6	10,609.4	746.7	28,060.8	55.9%
公園建屋		0.0	16.0	0.0	75.5	353.5	282.3	184.5	10.0%
インフラ関連施設		34.1	0.0	122.0	220.0	105.9	20.5	71.0	65.6%
その他	交通関連施設	0.0	0.0	1,479.7	736.6	1,596.7	444.1	85.0	51.0%
	職員住宅	0.0	3,034.8	6,041.5	1,505.5	2,972.9	4,033.7	43.5	60.0%
	その他施設	2,013.8	5,893.5	6,122.9	12,608.6	2,462.6	1,486.8	1,564.3	82.9%
普通財産		0.0	16.5	0.0	40.5	1,073.3	436.9	0.0	3.6%
合計		3,311.3	27,266.6	101,218.4	112,573.2	124,233.6	43,058.6	80,391.5	49.7%

2) 公共施設の耐震化の状況

本市の公共施設は、地震時の防災拠点・避難施設となっているものが多いため、耐震化率を100%とすることを目標として、耐震補強工事を進めてきました。

令和4年度末の耐震化率は延床面積比で98.9%で、目標をほぼ達成しています。

表 3. 3 耐震化実施状況

区分		延床面積 (㎡)	割合 (%)
新耐震基準適合 (耐震改修不要)	(A)	348,073.1	70.7%
旧耐震基準	耐震改修実施済	44,824.8	9.1%
	耐震改修工事不要	93,850.4	19.1%
	要耐震改修・未実施	5,304.9	1.1%
計		492,053.2	100.0%
耐震化済 (A) + (B) + (C)		486,748.3	98.9%

資料：固定資産台帳

2. インフラ施設の整備状況

インフラ施設（道路、橋梁、上水道等施設、下水道等施設、その他のインフラ施設）においては、主たるインフラ施設として、道路（農道、林道、自転車歩行者道を含む）の総延長は約1,233km、橋梁（一般市道、農道、林道）は602橋、上水道の総延長は約1,008km、下水道の総延長は約261kmを保有しています。なお、インフラ施設種別ごとの内訳は次のとおりです。

(1) 主要なインフラ施設の整備状況

本市が保有する主要なインフラ施設について、その保有量を次に示します。

1) 道路の整備状況

表3.4 道路の整備状況

施設分類	延長 (m)	面積 (㎡)
一般市道	813,238	4,483,679
自転車歩行者道(市道)	937	3,143
農道	98,105	363,083
林道	320,908	1,071,503
自転車歩行者道(林道)	248	744
合計	1,233,436	5,922,152

資料：所管課ヒアリングシート（令和4年度末時点）

2) 橋梁の整備状況

表3.5 橋梁の整備状況（経過年数別の整備数量等）

経過年代	面積		全数量		うち15m以上数量	
	面積 (㎡)	面積割合	数量	数量割合	15m以上数量	数量割合
10年未満	3,916	7.0%	32	5.3%	10	5.7%
10～20年未満	6,314	11.3%	24	4.0%	11	6.3%
20～30年未満	6,815	12.2%	54	9.0%	18	10.2%
30～40年未満	6,175	11.0%	79	13.1%	27	15.3%
40～50年未満	11,618	20.8%	89	14.8%	36	20.4%
50～60年未満	9,907	17.7%	127	21.1%	47	26.7%
60年以上	8,064	14.4%	67	11.1%	27	15.3%
不明	3,134	5.0%	130	21.6%	1	0.1%
計	55,943	100.0%	602	100.0%	177	100.0%

資料：所管課ヒアリングシート（令和4年度末時点）

第3章 公共施設等の現状

3) 上水道等管路の整備状況

上水道及び簡易水道における管路の年代別整備状況は、次のとおりです。

表 3.6 上水道の整備状況（経過年数別の管種別延長及び割合）

施設分類	10年未満		10～20年未満		20～30年未満		30～40年未満		40年以上		計	
	延長(m)	管種別割合	延長(m)	管種別割合	延長(m)	管種別割合	延長(m)	管種別割合	延長(m)	管種別割合	延長(m)	全体に対する割合
導水管	11,779	63.2%	843	4.6%	99	0.5%	305	1.6%	5,602	30.1%	18,628	2.7%
送水管	24,301	58.8%	1,010	2.5%	556	1.3%	2,572	6.2%	12,899	31.2%	41,338	5.9%
配水管（及びその他の管）	301,424	47.2%	46,981	7.4%	61,384	9.6%	45,830	7.2%	182,589	28.6%	638,208	91.4%
延長合計／全体比	337,504	48.3%	48,834	7.0%	62,039	8.9%	48,707	7.0%	201,090	28.8%	698,174	100.0%

資料：所管課ヒアリングシート（令和4年度末時点）

表 3.7 簡易水道の整備状況（経過年数別の管種別延長及び割合）

施設分類	10年未満		10～20年未満		20～30年未満		30～40年未満		40年以上		計	
	延長(m)	管種別割合	延長(m)	管種別割合	延長(m)	管種別割合	延長(m)	管種別割合	延長(m)	管種別割合	延長(m)	全体に対する割合
導水管	712	5.0%	648	4.6%	624	4.5%	8,094	57.7%	3,953	28.2%	14,031	5.0%
送水管	1,618	6.5%	2	0.0%	9,585	38.8%	3,463	14.0%	10,051	40.7%	24,719	8.0%
配水管（及びその他の管）	15,967	5.9%	27,069	10.0%	57,577	21.3%	62,524	23.1%	107,563	39.7%	270,700	87.0%
延長合計／全体比	18,297	5.9%	27,719	9.0%	67,786	21.9%	74,081	23.9%	121,567	39.3%	309,450	100.0%

※簡易水道は、令和2年4月に上水道に統合。

資料：所管課ヒアリングシート（令和4年度末時点）

4) 下水道等管路の整備状況

① 管路の整備状況

公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設における管路の整備状況は次のとおりです。

表 3.8 下水道等施設の整備状況（管径別延長及び割合）

管 径	公共下水道		特定環境保全公共下水道 (田老地区)		農業集落排水処理施設		漁業集落排水処理施設	
	延長(m)	割合	延長(m)	割合	延長(m)	割合	延長(m)	割合
～250mm以下	198,608	88.0%	20,562	94.8%	7,642	100.0%	6,085	100.0%
251～500mm以下	12,973	5.8%	1,036	4.8%	-	-	-	-
501～1000mm以下	13,985	6.2%	99	0.4%	-	-	-	-
1001～2000mm以下	29	0.1%未満	-	-	-	-	-	-
計	225,595	100.0%	21,697	100.0%	7,642	100.0%	6,085	100.0%

資料：ヒアリング調査データ（令和4年度末時点）

(2) その他のインフラ施設の整備状況

本市は、主要なインフラ施設である道路、橋梁、上水道等施設、下水道等施設以外にも、数多くのインフラ施設を保有しています。

表 3.9 その他のインフラ施設の整備状況

施設分類	施設内訳	施設数量	備考
横断歩道橋		2ヶ所	
トンネル		10ヶ所	
漁港		—	
	外郭施設	14,359.1m	
	防波堤	4,788.7m	
	防砂堤	189.0m	
	防潮堤	2,439.7m	
	導流堤	1,104.8m	
	護岸	5,836.9m	
	係留施設	6,130.7m	
	岸壁棧橋	1,639.3m	
	船揚場	1,645.7m	
	物揚場	2,845.7m	
浄化槽		1,538基	
都市下水路		2,060.5m	
公園		460,280㎡	82ヶ所
	街区公園	10.22ha	55ヶ所
	近隣公園	3.69ha	2ヶ所
	総合公園	1.10ha	2ヶ所
	河川公園	12,233.9㎡	2ヶ所
	運動公園	14.3ha	1ヶ所
	その他の公園	21,946㎡	19ヶ所
	都市緑地	13.3ha	1ヶ所
駐車場・駅前広場		16,626㎡	
	駐車場	9,826㎡	229台（うち車いす用10台）
	駅前広場	6,800㎡	2ヶ所
生活用水供給施設		4ヶ所	
農業用排水施設		3ヶ所	
	用排水路	10,515m	
	ため池	2ヶ所	
	揚水機	2ヶ所	
河川水門・海岸水門		16ヶ所	
	河川水門・ひ門	5ヶ所	
	海岸水門・ひ門	11ヶ所	

資料 : 横断歩道橋／ヒアリング調査データ（令和4年度末時点）
 : トンネル／ヒアリング調査データ（令和4年度末時点）
 : 漁港／水産統計 宮古の水産（令和4年度末時点）
 : 浄化槽／固定資産台帳データ（令和4年度）
 : 都市下水路／ヒアリング調査データ（令和4年度末時点）
 : 公園／宮古市の統計（令和4年度末時点）
 : 駐車場・駅前広場／ヒアリング調査データ（令和4年度末時点）
 : 生活用水供給施設／ヒアリング調査データ（令和4年度末時点）
 : 農業用排水施設／ヒアリング調査データ（令和4年度末時点）
 : 河川水門・海岸水門／ヒアリング調査データ（令和4年度末時点）

第4章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

1. 従来型の試算方式

本計画における中長期的な経費の試算は、公共施設の大規模改修が必要とされる期間（一般に建築後30年）を考慮し、令和6年度から令和45年度までの40年間を対象に実施します。

従来型手法による試算にあたっては、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」に基づき、次の項目について設定します。

- 耐用年数の設定
- 単価の設定（建替え・大規模改修、インフラ施設の更新）
- 期間の設定（大規模改修・建替え）
- 築30年以上経過している公共施設の処理（経過期間：大規模改修・建替え）

(1) 建替えコストの考え方

1) 建替え実施年度

従来型手法による試算では、公共施設の標準的な耐用年数とされる**60年**で一律に設定します。

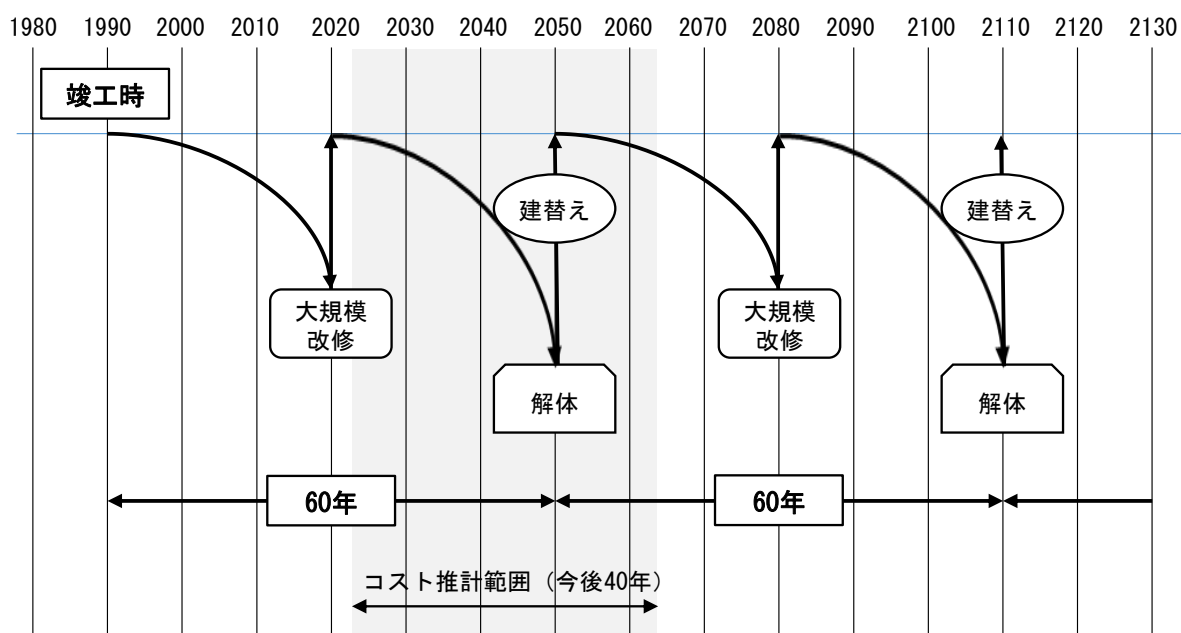


図4.1 従来型試算における大規模改修及び建替えのライフサイクル

資料：地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書
（平成23年3月 財団法人自治総合センター）

2) 建替え単価の設定

本計画においては、次の単価を用いて試算を行います。

表 4. 1 公共施設の大分類別の建替え単価

施設大分類	建替え	
	単価 (千円/㎡)	経過年数
行政系施設	400	60
市民文化系施設	400	60
産業系施設	400	60
スポーツ・レクリエーション施設	360	60
社会教育系施設	400	60
学校教育系施設	330	60
保健・福祉施設	360	60
児童福祉施設	330	60
子育て支援施設	330	60
公営住宅	280	60
公園建屋	330	60
その他	360	60

3) 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を**3年間**とします。

費用は各年度で均等配分とし、59年目、60年目、61年目に割り当てて計算します。

4) 建替えコストの計算例

例えば昭和35年度の建築の場合、令和2年度が建築から60年目にあたることから、59年目の令和元年度から工事を開始し、61年目の令和3年度に工事完了となります。

建築年	59年目	60年目	61年目
昭和35年度	← 建替え開始 令和元年度	令和2年度	完了 令和3年度 →

年間費用は、建替え費用を3等分した値とし、行政系施設を建替える場合は、単価40万円/㎡、延床面積を3,000㎡と仮定すると、次のように年間4億円のコストとなります。

$$\text{年間費用} = \text{単価 (40万円/㎡)} \times \text{延床面積 (3,000㎡)} \div 3 \text{ 年} = 4 \text{ 億円/年}$$

(2) 大規模改修コストの考え方

1) 大規模改修の実施年度

実施年度は、公共施設の種類、建物構造によらず、建設してから**一律30年で実施**することと仮定します。ただし、そのうち今後10年以内に建替えを迎える建物については、大規模改修を実施しないものとします。

2) 大規模改修単価の設定

本計画においては、次の単価を用いて試算を行います。

表 4. 2 公共施設の大分類別の大規模改修単価

施設大分類	大規模改修	
	単価 (千円/㎡)	経過年数
行政系施設	250	30
市民文化系施設	250	30
産業系施設	250	30
スポーツ・レクリエーション施設	200	30
社会教育系施設	250	30
学校教育系施設	170	30
保健・福祉施設	200	30
児童福祉施設	170	30
子育て支援施設	170	30
公営住宅	170	30
公園建屋	170	30
その他	200	30

3) 修繕期間

大規模改修では修繕期間を2年間とし、費用を均等配分とします。

4) 修繕コストの計算例

例えば平成2年度の建築の場合、令和2年度が建築から30年目にあたることから、29年目にあたる令和元年度から工事を開始し、30年目にあたる令和2年度に工事完了となります。



年間費用は、修繕費用を2等分した値になります。行政系関連施設を修繕する場合は、単価25万円/㎡、延床面積2,000㎡と仮定すると、次のように年間2億5,000万円のコストになります。

$$\text{年間費用} = \text{単価 (25万円/㎡)} \times \text{延床面積 (2,000㎡)} \div 2 \text{カ年} = 2 \text{億5,000万円/年}$$

5) 築30年以上経過している公共施設の取り扱い

既に築30年以上経過し、大規模改修時期が到来している建物については、今後10年間に對し改修費用を均等に割り当てて試算します。なお、建設時からの経過年数が、30年以上50年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定します。

(3) インフラ施設の更新の考え方

1) 道路

道路は、路線ごとに整備するものではなく区間ごとに整備するため、年度別に更新費用を把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算します。

① 道路の耐用年数

舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12年から20年のそれぞれの年数を踏まえて15年を耐用年数とし、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。

② 道路の更新単価の設定

道路の更新単価は、「道路統計年報2009」（全国道路利用者会議）で示される平成19年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定します。

表 4.3 道路の更新単価

施設分類	対象施設	単価
道路	一般市道	4,700円/㎡
	自転車歩行者道	2,700円/㎡

2) 橋梁

① 橋梁の耐用年数

橋梁については、**建設後60年を経た年度に更新する**と仮定し、年度別に集計された面積に対し、構造別の更新単価を乗じて更新費用を試算します。

② 橋梁の更新単価の設定

橋梁の更新単価は、道路橋の工事实績（道路橋年報）より、構造別の更新単価を設定します。

表 4.4 橋梁の更新単価

施設分類	橋梁の構造	単価
橋梁 (一般市道)	P C (プレストレスト・コンクリート) 橋	425,000円/㎡
	R C (鉄筋コンクリート) 橋	425,000円/㎡
	鋼 橋	500,000円/㎡
	その他	425,000円/㎡

③ 積み残し*処理を割り当てる年数

試算時点で更新年数を既に経過し、更新されずに残されている場合、今後5年間で積み残しを処理することとします。

※積み残し：試算の開始年度時点で既に耐用年数を上回っているにもかかわらず、更新していない施設またはその数量（延長・面積等）のことです。

3) 上水道等施設

上水道等施設（管路）の更新費用は、宮古市水道事業アセットマネジメントにより、次のとおり試算されています。

表 4.5 上水道等施設（管路）の管径別更新単価

施設分類	管径	単価
導水管 送水管 配水管	50mm以下	25,010円/m
	50 ~ 75mm以下	34,220円/m
	75 ~ 100mm以下	39,980円/m
	100 ~ 150mm以下	48,010円/m
	150 ~ 200mm以下	58,270円/m
	200 ~ 250mm以下	71,540円/m
	250 ~ 300mm以下	93,340円/m
	300 ~ 350mm以下	114,820円/m
	350 ~ 400mm以下	139,400円/m

4) 下水道等施設

①下水道等施設（管路）の耐用年数

下水道等施設（管路）は、整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。

②下水道等施設（管路）の更新単価の設定

下水道の更新単価については、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」に基づき、次の単価を用いて試算を行います。

表 4.6 下水道等施設（管路）の管径別更新単価

施設分類	管径	単価
下水道管	~250mm以下	61,000円/m
	251~500mm以下	116,000円/m
	501~1000mm以下	295,000円/m
	1,001~2,000mm以下	749,000円/m

2. 長寿命化型の試算方式

本計画においては、従来型の試算に加えて「長寿命化」を図った場合の経費の試算を行います。長寿命化型の試算にあたっては、従来型において大規模改修・建替えを行う60年サイクルを延長するものとして、70年サイクルとするとともに、再配置計画が進展する事を想定して、再配置計画（実施計画）において、建物を処分する方針が示された施設については、将来費用を見込まないこととします。

また、インフラ資産についても将来費用を推計・設定している個別施設計画を尊重して、その推計値を用いることとします。

(1) 建替えコストの考え方

1) 建替え実施年度

今回の試算では、従来型資産における60年を10年延長して70年に設定します。

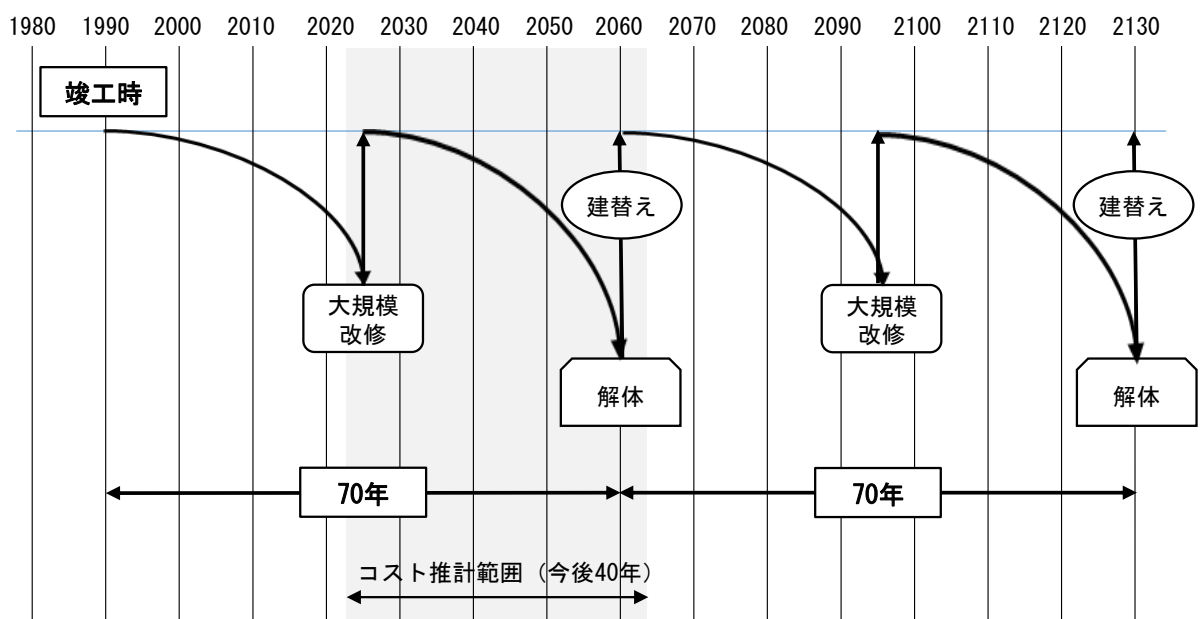


図4.2 長寿命化型試算における大規模改修及び建替えのライフサイクル

2) 建替え単価の設定

長寿命化型試算においても従来型試算と同一の単価を用いるものとして、次の単価を用いて試算を行います。

表 4.7 公共施設の大分類別の建替え単価

施設大分類	建替え	
	単価 (千円/㎡)	経過年数
行政系施設	400	70
市民文化系施設	400	70
産業系施設	400	70
スポーツ・レクリエーション施設	360	70
社会教育系施設	400	70
学校教育系施設	330	70
保健・福祉施設	360	70
児童福祉施設	330	70
子育て支援施設	330	70
公営住宅	280	70
公園建屋	330	70
その他	360	70

3) 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を**3年間**とします。

費用は各年度で均等配分とし、69年目、70年目、71年目に割り当てて計算します。

4) 建替えコストの計算例

例えば昭和35年度の建築の場合、令和12年度が建築から70年目にあたることから、69年目の令和11年度から工事を開始し、71年目の令和13年度に工事完了となります。

建築年	69年目	70年目	71年目
昭和35年度	← 建替え開始 令和11年度	令和12年度	完了 令和13年度 →

年間費用は、建替え費用を3等分した値とし、行政系施設を建替える場合は、単価40万円/㎡、延床面積を3,000㎡と仮定すると、次のように年間4億円のコストとなります。

$$\text{年間費用} = \text{単価 (40万円/㎡)} \times \text{延床面積 (3,000㎡)} \div 3 \text{カ年} = 4 \text{億円/年}$$

(2) 大規模改修コストの考え方

1) 大規模改修の実施年度

実施年度は、公共施設の種類、建物構造によらず、建設してから**一律35年で実施**することと仮定します。ただし、そのうち今後10年以内に建替えを迎える建物については、大規模改修を実施しないものとします。

2) 大規模改修単価の設定

長寿命化型試算においても従来型試算と同一の単価を用いるものとして、次の単価を用いて試算を行います。

表 4.8 公共施設の大分類別の大規模改修単価

施設大分類	大規模改修	
	単価 (千円/㎡)	経過年数
行政系施設	250	35
市民文化系施設	250	35
産業系施設	250	35
スポーツ・レクリエーション施設	200	35
社会教育系施設	250	35
学校教育系施設	170	35
保健・福祉施設	200	35
児童福祉施設	170	35
子育て支援施設	170	35
公営住宅	170	35
公園建屋	170	35
その他	200	35

3) 修繕期間

大規模改修では修繕期間を2年間とし、費用を均等配分とします。

4) 修繕コストの計算例

例えば平成2年度の建築の場合、令和7年度が建築から35年目にあたることから、34年目にあたる令和6年度から工事を開始し、35年目にあたる令和7年度に工事完了となります。

建築年	34年目	35年目
平成2年度	← 修繕開始 令和6年度	完了 令和7年度 →

年間費用は、修繕費用を2等分した値になります。行政系関連施設を修繕する場合は、単価25万円/㎡、延床面積2,000㎡と仮定すると、次のように年間2億5,000万円のコストになります。

$$\text{年間費用} = \text{単価 (25万円/㎡)} \times \text{延床面積 (2,000㎡)} \div 2 \text{力年} = 2 \text{億5,000万円/年}$$

5) 築35年以上経過している公共施設の取り扱い

既に築35年以上経過し、大規模改修時期が到来している建物については、今後10年間に対し改修費用を均等に割り当てて試算します。なお、建設時からの経過年数が、35年以上60年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より60年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに70年を経た年度に建替えると仮定します。

(3) インフラ施設の更新の考え方

1) 道路

道路については、長寿命化型においても、従来型と同様の試算を行うものとします。

なお、今後の個別施設計画等の策定により、将来費用の見直しが生じた際には、本計画を改訂して整合を保つものとします。

2) 橋梁

橋梁については、「宮古市橋梁長寿命化修繕計画（H31.3策定、R4.6改訂）」において、2070年度までの50年間の将来費用が推計されており、長寿命化計画に基づいて損傷が深刻化する前に適切な措置を計画的に実施する予防保全型維持管理を導入した場合、2070年度までの維持管理費の累積は約111億円と推定され、従来の対症療法型維持管理を継続した場合と比較し、約77億円のトータルコスト縮減が見込めます。

3) 上水道等施設

上水道管路については、上水道等施設に係る更新費用は、宮古市水道事業アセットマネジメントにより試算された、年平均15.8億円を採用するものとします。

4) 下水道等施設

下水道管路については、長寿命化型においても、従来型と同様の試算を行うものとします。

なお、今後の個別施設計画等の策定により、将来費用の見直しが生じた際には、本計画を改訂して整合を保つものとします。

3. 充て可能な財源及び中長期的な経費の見込み

(1) 充て可能な財源の見込み

公共施設、道路・橋梁に対する投資的経費（普通建設事業費）の最近5年間の平均は11,312.8百万円ですが、この値は東日本大震災以前の5年間の平均値4,698.4百万円の2倍以上に相当しており、いまだに震災の被害が癒えていないことが分かります。

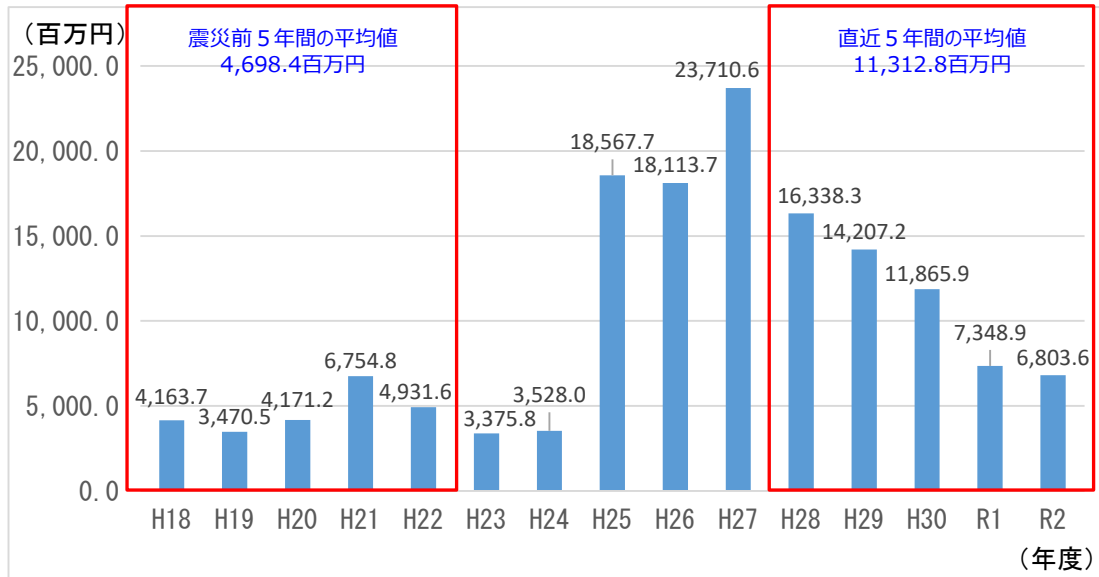


図4.3 普通建設事業費の推移

このため、今後の公共施設等の修繕・更新費用に充てる充て可能な財源を設定するにあたっては、震災前（平成18～22年度）における投資実績の平均値を採用して、公共施設は29.6億円/年、道路・橋梁は17.4億円/年、上水道3.9億円/年、下水道6.0億円/年、計56.9億円/年と設定することとします。

表4.9 充て可能な財源の検討 (百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H18-22 平均値
公共施設（箱物）	2,623.1	2,186.4	2,627.9	4,255.5	3,106.9	2,960.0
道路・橋梁	1,540.6	1,284.1	1,543.3	2,499.3	1,824.7	1,738.4
小計（普通建設事業費）	4,163.7	3,470.5	4,171.2	6,754.8	4,931.6	4,698.4
上水道	263.8	245.8	439.3	622.8	395.6	393.5
下水道	717.3	490.1	791.6	514.9	462.0	595.2
計	5,144.9	4,206.4	5,402.1	7,892.5	5,789.2	5,687.0

出所：市町村決算カード（総務省）、公共施設白書を基に、公共施設（箱物）の割合を普通建設事業費の63%と設定

(2) 中長期的な経費の見込み

公共施設等の修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、全ての公共施設等における今後40年間の改修・建替え等に係る費用の見込み額を、下記のとおり試算しました。

1) 試算結果

【従来型の試算結果】

- 「表4.10 今後40年間における改修・更新等に係る将来費用試算結果」に示すように、従来型手法を用いて試算した令和6～45年の40年間における、公共施設等に要する将来費用は4,046.3億円で、1年あたりで均すと101.2億円/年となります。
- この金額は、充当可能財源である、56.9億円/年を44.3億円/年上回っており、前計画における「約47.4億円/年不足」という結果よりも収支状況が改善している様子が分かります。

【長寿命化型の試算結果】

- 「表4.10 今後40年間における改修・更新等に係る将来費用試算結果」に示すように、長寿命化型手法を用いて試算した令和6～45年の40年間における、公共施設等に要する将来費用は3,219.3億円で、1年あたりで均すと80.5億円/年となります。
- この金額は、充当可能財源である、56.9億円/年を23.6億円/年上回っていますが、前計画における「約47.4億円不足」という結果や従来型の試算結果に比べて収支状況が大幅に改善している様子が分かります。

表4.10 今後40年間における改修・更新等に係る将来費用試算結果

類型	充当可能財源 (百万円/年)	従来型			長寿命化型			
		総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)	総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)	
行政系施設	庁舎等	64.5	161.3		65.6	163.9		
	消防施設	48.1	120.2		38.8	97.0		
	その他行政系施設	53.9	134.6		39.9	99.8		
市民文化系施設	市民文化会館	34.8	86.9		34.8	86.9		
	集会施設	225.1	562.8		67.3	168.3		
産業系施設		123.0	307.5		77.1	192.8		
スポーツ・レクリ エーション施設	観光施設	187.9	469.8		131.0	327.6		
	スポーツ施設	105.3	263.1		61.1	152.8		
社会教育系施設	図書館	15.8	39.6		15.8	39.6		
	博物館等	69.0	172.4		61.6	154.1		
	公民館・生涯学習センター	62.6	156.6		51.8	129.6		
学校教育系施設	小学校	271.9	679.7		253.3	633.2		
	中学校	261.7	654.4		246.5	616.2		
	給食センター等	6.9	17.2		6.9	17.2		
保健・福祉施設	福祉施設	58.4	146.0		15.4	38.6		
	保健施設	8.0	20.1		0.0	0.0		
	医療施設	12.5	31.3		11.7	29.3		
児童福祉施設	保育所	22.8	57.0		18.4	46.0		
	児童館	2.5	6.1		2.5	6.1		
子育て支援施設	学童の家	6.1	15.2		5.4	13.5		
公営住宅		319.5	798.9		277.4	693.4		
公園建屋		3.2	8.0		1.9	4.9		
インフラ関連施設		7.2	18.0		4.1	10.2		
その他	交通関連施設	2.9	7.2		2.2	5.6		
	職員住宅	21.8	54.5		19.3	48.2		
	その他施設	83.4	208.4		9.0	22.5		
普通財産		168.3	420.7		4.8	12.0		
計	2,960.0	2,247.0	5,617.6	-2,657.6	1,523.7	3,809.2	-849.2	
インフラ 資産	道路	1,738.4	730.4	1,825.9	-614.7	730.4	1,825.9	-456.6
	橋梁		210.9	527.2		147.6	369.0	
	上水道	393.5	672.7	1,681.7	-1,288.3	632.3	1,580.8	-1,187.3
	下水道	595.2	185.4	463.4	131.8	185.4	463.4	131.8
計	2,727.1	1,799.3	4,498.3	-1,771.2	1,695.6	4,239.1	-1,512.1	
総計	5,687.0	4,046.3	10,115.9	-4,428.8	3,219.3	8,048.3	-2,361.2	

2) 長寿命化による費用縮減効果

「表4.11 長寿命化型推計により期待される経済効果」に示すように、長寿命化型手法を用いて試算した令和6～45年の40年間における、公共施設等に要する将来費用は3,219.3億円で、従来型手法を用いた結果である4,046.3億円よりも、827.0億円の費用縮減効果が期待されます。

これを1年あたりで均すと、長寿命化型手法では80.5億円/年で、従来型手法を用いた結果である101.2億円/年よりも、20.7億円/年の費用縮減効果が期待されます。

従って、充当可能財源の不足状況も20.7億円/年改善される事が期待されますが、長寿命化型試算においても23.6億円/年の財源不足が推計されていることから、公共施設の量的な見直しや、各種工事実施時の費用縮減など、様々な取り組みによって、この乖離を埋めていく努力が必要となります。

表4.11 長寿命化型推計により期待される経済効果

充当可能財源 (百万円/年)	従来型試算結果A			長寿命化型試算結果B			費用縮減効果 (A-B)	
	総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)	総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)	総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)
5,687.0	4,046.3	10,115.9	-4,428.8	3,219.3	8,048.3	-2,361.2	827.0	2,067.6

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識(3つの課題)

(1)人口減少・少子高齢化社会への対応

本市の人口は、昭和35年の81,093人をピークに減少傾向にあり、将来推計人口では令和22年4万3千人、令和42年3万6千人まで減少すると推計されています。

また、老年人口比率は平成27年の約33.8%から令和4年には約39.5%へ増加する一方で、年少人口は平成27年の約10.7%から令和4年には約9.3%へと減少するなど、人口減少と合わせた少子高齢化が今後も急速に進行するものと思われます。

そのため、今後の市の人口構成の変動に伴う市民ニーズへの変化に対応し、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

(2)厳しさを増す財政状況への対応

本市の自主財源は生産年齢人口の減少などの影響により税収は減少に転ずることが懸念されています。

一方、歳出では、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加が予想されており、財政状況は一層厳しくなるものと推測されます。

そのため、公共施設等の維持管理及び運営において、限られた財源で効率的な投資を行い、なおかつ機能の維持を図っていく必要があります。

(3)公共施設の老朽化への対応

本市の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が約半数を占め、今後数年間で急増します。築30年未満の学校教育系施設、その他施設においても、建物の大規模改修が控えています。

これらの公共施設の維持更新費用は、仮に新規施設の建設を行わない場合でも、長寿命化型手法による推計結果では、今後40年間では大規模改修費と建替え費用を合わせて約3,219億円が見込まれていることから、大規模改修・建替え等への投資を従来どおりに継続すると、市の財政、行政サービス（機能維持）に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためにも、公共施設の総量をさらに削減するとともに、大規模改修や建替え等にかかる費用を全体的に抑えて年度ごとの支出を平準化させる必要があり、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 公共施設の管理に関する基本的な考え方

宮古市では、平成26年度に再配置計画（基本計画）を、平成27年度に再配置計画（実施計画）を策定しています。本計画では、再配置計画（基本計画・実施計画）を踏まえて、目標と基本方針を定めます。なお、個別の公共施設配置の見直し方針は、再配置計画（実施計画）に定めるとおりです。

1) 公共施設再配置の目標と基本方針

今後の公共施設再配置における目標と基本方針を、次のとおり定めます。

目 標

今後の財政力に応じて施設の総量削減を図るとともに、利用者ニーズに応じた質の向上を図る。

- 方針1 「複合利用の推進」「統廃合の推進」「新設の抑制」の3原則の下で公共施設の総量（延床面積）の削減を進めます。

人口減少に伴い全体的に公共施設の利用者が減少する一方、利用者のニーズが多様化しています。また、現在保有している公共施設の全てを改修・更新していくことは、多額の費用からみて極めて困難です。

このため、公共施設の改修・更新コストの増加に伴う財政負担の軽減と、管理運営費用の削減による財政の健全化を図るために、「複合利用の推進」「統廃合の推進」「新設の抑制」の3原則の下で、公共施設の総量（延床面積）の削減を進めます。ここでの「新設」とは、周辺施設との統廃合や有効活用を考慮しない単独での施設整備を意味します。

（施設総量削減に向けた3原則）

（i）複合利用の推進

利用者の減少や施設の統廃合により余裕スペースが生じた建物を異なる機能を持つ複数の施設が利用すること（複合施設化）で、サービスの質を維持しながら施設総量の削減を進めます。

（ii）統廃合の推進

同種のサービスを提供する施設（市営住宅と民間賃貸住宅など）や機能が重複する施設（集会施設）、利用が少ない施設で統廃合や廃止を行い、公共施設の総量の削減を進めます。

（iii）新設の抑制

長寿命化などの適正な管理手法の導入により、既存建物を長く有効に活用することで、新規の施設整備を抑制します。新規整備が必要な場合でも老朽施設の建替えや余裕スペースの活用など、既存延床面積の範囲内での整備を前提にします。

- 方針2 今後も活用する建物については、耐震性の確保、バリアフリー化の推進、脱炭素化に向けた省エネ性の向上、計画的保全による長寿命化等により、耐用年数を伸ばします。

今後も活用を続ける建物については、長寿命化を図る戦略（長寿命化計画等）を策定し、建物の計画的な保全に努めます。

また、耐震性、バリアフリー等に問題のある場合は、施設の利用度や重要度を勘案しながら、優先順位付けを行い、逐次改善を進めます。

これらの施策を計画的にかつ着実に実施することで、30年から40年程度での建替えをなくし、建物のライフサイクルコストの削減を図ります。

●方針3 複合化や統廃合により生じた土地・建物の処分・有効活用を進めます。

公共施設の複合利用や統廃合により、空いた土地・建物は、売却（処分）や賃貸などの有効活用を進めることで、施設の改修・建替えに係る財政負担の軽減を進めます。

土地・建物の処分に際しては、自治会等の地域へ譲渡・寄贈するなど、地域住民により運営・管理される地域活性化の拠点施設としての活用も考えます。

●方針4 防災拠点の防災力を強化します。

学校など災害時における避難所として重要な役割を担う施設については、優先的に建物の耐震化を進めます。また、建物の補強等だけではなく、避難所としての機能を充実するなど、ハード・ソフトの両面から進めます。

●方針5 まちづくりや公共交通に対する施策と連携した再配置計画の策定を進めます。

計画の実現性を高めていくため、総合計画や都市計画マスタープラン、地域公共交通計画、また現在策定に取り組んでいる立地適正化計画など、市が展開する様々な施策と十分に調整を図りながら、再配置計画の策定を進めます。特に、公共施設の統廃合に伴い利便性の低下が懸念されることから、公共交通施策との調整を図ります。

●方針6 民間の活用や市民との協働により、効果的・効率的なサービス提供に努めます。

長期包括管理や指定管理者制度などの運営管理に関する民間委託の推進や、住民参加型の施設の運営管理の採用、民間施設の賃貸や民間施設との複合整備などによる施設の改修・更新費用の削減等を積極的に進め、施設利用者の満足度の維持・向上と行政負担の削減を同時に果たすことを目指します。

●方針7 全庁的な視点により公共施設マネジメントを推進します。

公共施設のマネジメントを効率的・効果的に実施していくために、個別の組織に捉われず全庁的・横断的な視点から建物の再配置等を進めていく必要があります。そこで、一元的な公共施設マネジメントの手法等も検討していきます。

2) 公共施設の特性からみた再配置における検討の視点

公共施設は、用途に応じてサービスの提供範囲が異なるため、それぞれの提供範囲を考慮して再配置を検討する必要があります。

再配置計画（基本計画・実施計画）では、施設用途に応じてサービスの提供範囲を6つに分類し、各施設におけるサービスの提供範囲ごとに、公共施設の統廃合や複合化などを検討しています。サービスの提供範囲と再配置の検討の視点の関係は次のとおりです。

表 5.1 サービス提供範囲に応じた再配置の検討の視点

サービスの提供範囲	施設用途	再配置の検討の視点
広域	市民文化会館	市域を超えた利用も考慮して、再配置を検討するもの。
	観光施設	
市域	庁舎等（市役所本庁舎）	市域単位で、施設の再配置を検討するもの。
	産業系施設	
	スポーツ施設	
	図書館	
	博物館等	
	公営住宅	
旧行政区域※	庁舎等（その他庁舎・出張所）	旧行政区単位で、施設の再配置を検討するもの。
	給食センター	
	福祉施設	
	保健施設	
	医療施設	
学校区	公民館・生涯学習センター	学校区単位で、施設の再配置を検討するもの。
	小学校	
	中学校	
	保育所	
	児童館	
	学童の家	
地区	集会施設	自治会等の地区単位で、施設の再配置を検討するもの。
	消防施設	
その他	その他行政系施設	サービス提供範囲に依らず、各施設の特性に応じて再配置を検討するもの。
	公園建屋	
	交通関連施設	
	職員住宅	
	その他施設	
	普通財産	

※旧行政区域とは、合併前の旧市町村の範囲を指しています。

(2) インフラ施設に関する目標と基本方針

インフラ施設は都市の基盤となる施設であり、市民生活を支える生命線として位置づけられます。特に災害時には市民の安全を守るためにも、平常時から予防保全的な管理を行うことで施設の長寿命化を図り、持続的に施設を保有する必要があります。

一方で、予防保全による維持保全・更新費用の平準化を行っても、全てのインフラ施設を維持していくための財源の確保が困難なことも予測されます。

本市では、将来の人口動向やまちづくりの観点から、限られた財源で最大限のサービスを提供するために、インフラ施設の管理に関する基本的な方針を次のとおりとします。

●方針1 維持保全に必要な財源の確保に努めます。

維持保全のための自主財源比率を向上させる努力をするとともに、国の補助金等を有効活用するなど財源の確保に努め、都市の基盤となるサービスの提供を継続します。

●方針2 インフラ施設の新設は段階的に抑制します。

インフラ施設の新設については、今後段階的に抑制し、維持保全に重点を置きます。

●方針3 計画的な維持保全を実施し、財源の確保に努めます。

より維持保全に係る財源を確保するためにも、道路の重要性や損傷の度合いなどを勘案し、必要などころに必要なサービスが維持されるよう、計画的な維持保全を実施します。

●方針4 長寿命化により将来の更新費用を抑制します。

特に橋梁、上水道等施設については、予防保全の考えを取り入れ、維持保全に係るトータルコストの抑制に努めます。

●方針5 民間の活力を利用し、限られた予算で良質な行政サービスを提供します。

民間のノウハウや新技術を最大限に活用することで、インフラ施設の維持保全に係るコストの削減を図るとともに良質なインフラ施設を維持し、行政サービスの向上に努めます。

(3) 公共施設等における将来更新費用の削減目標

今後の財政負担可能額見込みを踏まえて、本市が保有する公共施設等の将来更新費用の削減目標を次のとおりと定めます。

削減目標

充当可能財源と将来費用のバランスを取る観点から、今後40年間の公共施設等の更新費用を29.3%（約23.6億円/年）削減する。

■削減目標の設定の考え方

- ・充当可能財源として設定した56.9億円/年に対して、再配置計画の施設再編方針を踏まえた長寿命化型手法による将来費用80.5億円/年が生じることから、不足額である23.6億円/年の解消が求められます。
- ・このためには、公共施設再配置計画に基づき、公共施設の総量を削減する必要があります。
- ・また、各個別施設計画に基づきインフラ施設の長寿命化を図り、更新費用を抑制する必要があります。

3. 具体的な取組方策

(1) 点検・診断等の実施方針

■公共施設

本市の公共施設は、建築後30年以上経過した建物（築年数不明を含む）が51.5%※を占めており、今後数年間で急増することが予想されます。そこで、建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止することが極めて重要になります。

そのためには公共施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、次の表に示すように①旧耐震基準、②新耐震基準（前期）、③新耐震基準（後期）の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

※延床面積の割合です。このうち、建替えが必要となる築60年以上の建物も1.3%存在します。

表5.2 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
① 旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設とする。
② 新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するが、建築後15年以上経過した施設とする。
③ 新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設とする。

1) 旧耐震基準建築物

これらの施設は、旧耐震基準で建築されていることから、建物の安全性が確保されているか否かという点が重要です。そのため、耐震診断が未実施の施設については速やかに耐震診断を実施し、耐震性を有する建築物かどうかを把握し、耐震性を有しない建物については耐震化を検討します。また、既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を保有すると判断される施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

2) 新耐震基準建築物（前期）

これらの施設のうち、昭和50年代に建築された施設は、建築後概ね30年が経過し、既に大規模改修の実施時期を迎えています。そのため、これらの施設を中心に、施設の劣化状況の把握に努めるとともに、情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

3) 新耐震基準建築物（後期）

これらの施設は、建築後の経過年数も短く、施設の整備水準が比較的高い施設が多いことから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化調査等の実施を検討します。

■インフラ施設

都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

■公共施設

維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理・修繕費を削減するとともに、適切な点検や適切な時期に修繕を実施する「予防保全」を重視しながら、建物寿命を延長し建替え等に係る負担の軽減を図ります。併せて、特に避難所となる体育館や集会施設、庁舎等の防災拠点において、地震や水害等の自然災害の発生に備えた点検や修繕を実施します。

また、サービス面では民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設の運営や行政サービスの維持・向上を図ります。

施設の更新にあたっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すなど、トータルコストの縮減に努めます。

■インフラ施設

費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。併せて、集落の孤立化やライフラインの切断を極力防ぐためにも、地震や水害等の自然災害の発生に備えた点検や修繕を実施します。

(3) 安全確保の実施方針

■公共施設

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあるため、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的に改善・更新するほか、機能の維持、安全性の確保を図ります。

また、老朽化により用途廃止（予定含む）する施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しなど安全性の確保を図ります。

■インフラ施設

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ施設の安全性の確保に努めます。また、東日本大震災や平成28年台風第10号豪雨災害、令和元年台風19号災害等の経験を踏まえ、自然災害に強いインフラ施設構築を進めることで市民のライフラインの確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

■公共施設

本市の公共施設は令和4年度末時点で耐震化率が98.9%に達しており、「宮古市耐震改修促進計画」に定めた「令和2年度に耐震化率100%」をほぼ達成していますが、引き続き耐震性に不安のある建築物について耐震化を図り、耐震化率100%を目指します。

■インフラ施設

インフラ施設は、利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を促進します。

(5) 長寿命化の実施方針

■公共施設

施設の長寿命化にあたって、公共施設は、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換や、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進します。

該当する施設は、定期点検や予防保全の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

供用廃止（予定含む）する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し内装や設備などの改造により長期間使用することを目指します。

また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

なお、今後新たに策定する個別の施設計画（長寿命化計画）については、本計画における方向性との整合を図りながら、計画の策定を進めます。

■インフラ施設

今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、特に橋梁などの施設については、予防保全によって致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

(6) ユニバーサルデザインの推進方針

公共施設、インフラ施設の改修や更新等にあたっては、施設利用者のニーズをとらえるとともに、多様な人々が安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインへの対応に努めます。

(7) 脱炭素化の推進方針

公共施設、インフラ施設の改修や更新等にあたっては、「宮古市役所地球温暖化対策実行計画（令和3年度～令和12年度）」に基づき、施設や設備等の省エネルギー化や、再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を推進します。

(8) 複合化・集約化や廃止の推進方針

■公共施設

必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）の削減を図るとともに、維持管理経費の低減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して、保有の必要性を検討し、保有総量の削減を図ります。

■インフラ施設

今後の社会情勢や経済情勢の変化及び住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の維持管理を計画的に行います。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

1) 庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

2) 民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営費の適正化」「市民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本市ではこれまで、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行ってきましたが、今後も市の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については、PPP や PFI の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用しながら、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

3) 情報の開示と市民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に市民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である市民の理解が必要不可欠です。

そのため、市民に公共施設等の状況を認識いただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、市の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、市民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、市民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

前章までの公共施設等に関する調査・分析結果を踏まえて、用途ごとの将来の管理に関する基本的な方針を次に整理します。

1. 公共施設

公共施設の今後の方針は、再配置計画（実施計画）で定められています。基本はその方針に従い、今後の公共施設運営を実施することになります。

(1) 行政系施設

1) 庁舎等

■ 課題

- 新庁舎、田老庁舎の整備に伴い老朽化率は急激に低下しましたが、他の施設においても定期的に点検・診断を行い計画的に修繕することにより、庁舎機能を維持する必要があります。

■ 再配置の方向性

- 地域における行政・地域振興・災害応急対策活動の拠点として、住民サービスの維持・向上に配慮しつつ、行政機能等の集約・複合化や機能の見直しを進めます。

2) 消防施設

■ 課題

- コミュニティ消防センターのように、集会機能を併設した施設が多く、地域の集会所等との機能の重複がみられます。
- 今後、建替え等を行う際には、地域における集会施設のあり方と併せて集会所機能の必要性や利便性などを検証していくことが重要です。

■ 再配置の方向性

- 地域バランスを考慮して消防施設の適正配置を進めるとともに、屯所に併設されている集会機能については周辺の施設活用を基本とし、建替えに併せて減床を進めます。

3) その他行政系施設

■ 課題

- 倉庫や車庫、運転手詰所などがあり、老朽化した建物が多くあります。
- 必要性を検証したうえで、他の公共施設の余裕スペースなどの有効活用を検討していくことが重要です。

■ 再配置の方向性

- 各施設の必要性を踏まえ、他の公共施設への集約を基本とし、統廃合を進めます。
- 公共施設としての役割を終えた施設については、積極的に処分について検討します。

(2) 市民文化系施設

1) 市民文化会館

■課題

- 市域における文化の発信・交流の核となる施設です。
- 市域を超えた利用を推進し、催事等による収益を確保することが課題です。
- 東日本大震災の津波により被災しましたが、平成26年12月に復旧・再開しています。

■再配置の方向性

- 現在の配置を基本としつつ、利用者ニーズなどを踏まえて適正な配置を検討します。

2) 集会施設

■課題

- 地域のコミュニティの核となる施設です。施設分類ごとで見ると最も保有数の多い施設です。
- 利用の少ない施設や老朽化している施設が多く、今後、増加する更新コストの負担が課題です。
- 市内には市が設置した施設と地域が主体になって設置した施設があり、集会施設のあり方について検討していく必要があります。

■再配置の方向性

- 現在の配置を基本としますが、地域のコミュニティ活動拠点とし住民主体による管理運営を行います。今後の建替え時には、原則住民主体による建替えとし、市は建替えに伴う支援を行います。

(3) 産業系施設

■課題

- 産業の振興や労働者の能力開発、福祉の増進などの施設の設置目的を達成するために有効活用を図ることが重要です。

■再配置の方向性

- 設置目的を達成するための有効活用を基本としますが、社会ニーズと活用実績を検証しとうえで統廃合を進めます。
- 公共施設としての役割を終えた施設については、積極的に処分について検討します。

(4) スポーツ・レクリエーション施設

1) 観光施設

■課題

- 観光振興を図るうえで、施設の維持管理のほか収益部門と連動して利用拡大を図ることが重要です。

■再配置の方向性

- 現有施設の継続活用を基本とし、定期的に点検・診断することにより、最適なコストで最適な維持管理・修繕・更新等を実施します。

2) スポーツ施設

■課題

- 市民の健康増進やコミュニティの形成等で重要な施設であり、利用促進を図り、施設の有効活用を進めていく必要があります。
- 利用の少ない施設や老朽化している施設もあり、今後、増加する更新コストの負担が課題です。

■再配置の方向性

- 利用状況、施設の特徴を踏まえ、学校（廃校を含む）施設を有効活用するなど施設の配置を見直します。
- 公共施設としての役割を終えた施設については、積極的に処分について検討します。

(5) 社会教育系施設

1) 図書館

■課題

- 年間約20万冊（4冊/1人）を貸し出しており、市民の生涯学習の場として重要な施設です。
- 周辺の公立図書館等との連携を進めるなど、効率的な運営に努めていくことが重要です。

■再配置の方向性

- 現状の配置を基本とし、他の公立図書館や公共施設との連携などにより効率的な運営に努めます。

2) 博物館等

■課題

- 地域にとって有用な資料の収集、保管、整理、展示、調査研究、教育活動などを行っていますが、年間利用者が少ない施設もあり、本来の設置目的が効果的に達成されるように、利用の促進や運営を工夫していく必要があります。

■再配置の方向性

- 利用状況、施設の特徴、地域性を考慮しながら統廃合を進めます。
- 公共施設としての役割を終えた施設については、積極的に処分について検討します。

3) 公民館・生涯学習センター

■課題

- 市民の実生活に即した教育、学術及び文化に関する各種事業の推進や、市民の自主的な学習活動を通じて活力に満ちたまちづくりを推進していくために重要な施設です。
- 今後の利用者ニーズの変化に対応し、施設が有効活用されるよう検討を進めることが重要です。
- 避難所に指定されている施設も多く、住民の避難生活を支援する機能の整備を進めていくことが必要です。
- 宮古地区では11施設が立地していますが、他の地区と比較すると利用率が低いいため、利用者の増加に取り組むとともに、適正な配置を検討する必要があります。

■再配置の方向性

- 各施設の利用状況を踏まえ統廃合を進めるとともに、集会機能のみの施設は、集会施設と同様の方針とします。

(6) 学校教育系施設

1) 小学校

■課題

- 少子化により児童数は減少傾向にあり、空き教室の有効活用について検討を進めていくことが重要です。
- 13校中9校を避難所に指定しており、住民の避難生活を支援する機能の確保が必要です。

■再配置の方向性

- 将来的な児童数の減少を見据えて、統廃合により適正規模化を進めるとともに、一部を他の施設に転用するなど有効活用を図ります。また、避難所指定校については避難生活を支援する機能の向上を図ります。

2) 中学校

■課題

- 少子化により生徒数は減少傾向にあり、空き教室の有効活用について検討を進めていくことが重要です。
- 11校中8校を避難所に指定しており、住民の避難生活を支援する機能の確保が必要です。

■再配置の方向性

- 将来的な生徒数の減少を見据えて、統廃合により適正規模化を進めるとともに、一部を他の施設に転用するなど有効活用を図ります。また、避難所指定校については避難生活を支援する機能の向上を図ります。

3) 給食センター等

■課題

- 給食の安全性に配慮しながら、適正な維持管理を進めていくことが重要です。

■再配置の方向性

- 現有施設の継続活用を基本としますが、小中学校の配置に併せて見直しを行います。

(7) 保健・福祉施設

1) 福祉施設

■課題

- 今後、人口減少の中にあつて、高齢者人口の割合が増加することが予想されており、福祉施設に対する需要の増加が予測されます。
- 利用者の利便性の確保と利用者数の推移に応じて、効率的な運営に努めていくことが重要です。
- 福祉施設は、利用者ニーズを踏まえて適正な配置を検討する必要があります。

■再配置の方向性

- 将来的な高齢者人口の割合増加を見据え、利用状況、施設の特性を考慮し、他の公共施設との複合化や民間への譲渡を進めます。また、集会機能のみの施設は、集会施設と同様の方針とします。

2) 保健施設

■課題

- 市民の健康づくりに重要な役割を果たしている施設であり、引き続き、効率的な運営に努めていくことが重要です。
- 保健施設は、利用者ニーズを踏まえて適正な配置を検討する必要があります。

■再配置の方向性

- 継続活用を基本に、建替え時には他の公共施設との複合化を進めます。
- 公共施設としての役割を終えた施設については、積極的に処分について検討します。

3) 医療施設

■課題

- 市民の医療確保を図るうえで重要な施設であり、今後、高齢者の増加に従って需要の増加が見込まれる施設です。
- 利用者も多いことから、引き続き効率的な運営に努めていくことが重要です。
- 医療施設は、利用者ニーズを踏まえて適正な配置を検討する必要があります。

■再配置の方向性

- 現有施設の継続活用を基本としますが、建替え時には社会ニーズと診療実績等から必要性を再検証します。

(8) 児童福祉施設

1) 保育所

■課題

- 公立・私立合わせて約1,000人の定員がありますが、少子化により子供の数は減少することが予測されています。
- 私立認定こども園や私立保育園などと連携を取りながら、効率的な運営に努めていくことが重要です。
- 民間活力の導入により、多様化・増加する保育ニーズに応える必要があります。

■再配置の方向性

- 地域バランスや利用者ニーズを考慮し、他の施設との複合化や民営化も視野に入れ、施設の配置を見直します。

2) 児童館

■課題

- 利用者数は定員に満たない状況となっており、地域における必要性を考慮しながら効率的な運営に努めていくことが重要です。

■再配置の方向性

- 利用状況や地域性を考慮し、他の施設との複合化を図るなど施設の配置を見直します。

(9) 子育て支援施設

1) 学童の家

■課題

- 学校再編の動向や対象となる児童を取り巻く環境などを踏まえながら、今後のあり方を検討していく必要があります。

■再配置の方向性

- 利用状況や地域性を考慮し、整備にあたっては他の公共施設等の活用を基本とします。

(10) 公営住宅

■課題

- 公共施設全体のうち、最も多い延床面積を保有しています。
- 築30年以上の施設が5割を超えて老朽化が進んでおり、計画的な修繕、改善、建替え等を進めることが重要です。

■再配置の方向性

- 需要や地域性を考慮し、既存住宅の集約や他の施設との複合化を進めます。
- 宮古市公営住宅等長寿命化計画に基づき、改善や建替え、用途廃止等を進めます。

(11) 公園建屋

■課題

- 公園に付随するトイレや倉庫であり、その約9割が宮古地区に集中しています。
- 施設の維持管理のあり方や利便性の向上などの検討を進めていく必要があります。

■再配置の方向性

- 地域バランスに配慮し配置を進めるとともに、施設のバリアフリー化を図ります。

(12) インフラ関連施設

■課題

- 施設等の維持管理性向上のため、日々の運転管理日報や設備の点検結果・補修・修繕などの保守履歴等のデータベース化が必要です。

■再配置の方向性

- 安定したインフラサービスを提供するために、施設の監視・管理体制の強化に努めます。

(13) その他の公共施設

1) 交通関連施設

■課題

- バス待合所や駅設置のトイレであり、公共交通利用者の利便性の向上や利用促進の観点からも施設の維持、機能向上などに努めていくことが重要です。

■再配置の方向性

- 利用者ニーズを考慮して配置を進めます。

2) 職員住宅

■課題

- 利用状況の推移をみながら、今後のあり方を検討していく必要があります。

■再配置の方向性

- 民間貸家等の利用を基本とし、老朽化が著しく補修困難な住宅は解体等の処分を進めます。

3) その他（公衆便所、墓園管理棟、斎場等）

■課題

- 公衆便所、墓園管理棟、斎場等の施設に加えて、再配置計画に基づく施設再編により、公共施設としての役割を終えた施設が多く含まれています。

■再配置の方向性

- 設置目的を達成するための有効活用を基本としますが、社会ニーズと活用実績を検証したうえで統廃合を進めます。
- 公共施設としての役割を終えた施設については、積極的に処分について検討します。

(14) 普通財産

■課題

- 主に用途廃止された施設などを倉庫等に利用していますが、94.0%が築30年を超えています。
- 老朽化した建物については順次処分を検討することが重要です。

■再配置の方向性

- 積極的に売却、譲渡、解体等の処分を進めます。

2. インフラ施設

(1) 道路

■ 課題

膨大な延長を有する道路を、限られた予算で効率的に維持管理していくためには、交通量なども勘案し、予防保全に重点を置いた計画的な維持管理が求められます。

■ 管理に関する基本方針

- 事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。
- 舗装、照明等に関する経年管理を実施するとともに、日常点検により異常の早期発見・対策を行います。
- 点検・診断の結果を基に、損傷の原因やライフサイクルコストを踏まえ、修繕費用の適切かつ効率的な配分を実施します。
- 橋梁長寿命化修繕計画と連携し、道路ネットワークの安全性を確保します。

(2) 橋梁

■ 課題

- 高度経済成長期を迎えた1960年代から集中的に建設され、老朽化が今後急速に進むことが想定されます
- 人口減少や少子高齢化の加速化に伴い、限られた予算で効率的な維持管理を行う必要があります。

■ 管理に関する基本方針

定期的な点検を実施し、健全度を把握します。

日常的な維持管理の継続は橋梁の長寿命化に大きく寄与することから、定期点検による健全度の把握に加え、以下のとおり日常管理を実施するものとします。

- 日常点検
管理施設の損傷や劣化状況の把握及び新たな異常の発見を目的として、日常点検を行います。日常点検において、主に目視により、以下の項目について確認を実施します。
 - ・ 路面の異常の有無
 - ・ 地覆や異常の有無
 - ・ 伸縮装置の異常の有無
 - ・ 排水装置の異常の有無
 - ・ 横断構造物等の異常の有無
- 日常の予防保全
継続的に橋梁の損傷を予防していくため、日常点検により異常が発見された施設については、以下のような簡易的な予防保全を実施します。
 - ・ 路面や排水桝の堆積土砂等の撤去・清掃
 - ・ 排水装置の破損修繕
 - ・ 伸縮装置からの漏水補修
 - ・ 支承周辺の堆積土砂等の撤去・清掃

(宮古市橋梁長寿命化修繕計画より)

(3) 上水道

■課題

- 今後老朽化資産が増加するため、適切な維持管理による長寿命化や将来の水需要を考慮した適正規模の検討などを踏まえた、長期的視点に基づいた計画的な更新が必要です。
- 簡易耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された施設や、耐震診断が未実施の施設へ、適切な耐震診断の実施が必要です。
- 管路の耐震化に多大な費用を要することが予想されるため、計画的な耐震化の推進が必要です。

■管理に関する基本方針

宮古市水道事業ビジョンに基づき、今後の施設管理を実施します。

- 水道事業基本方針
 - ・方針1：「安全」いつでも安全な水道を目指す
 - ・方針2：「強靱」災害に強い水道を目指す
 - ・方針3：「持続」健全な水道施設を目指す
 - ・方針4：「持続」健全な経営の堅持を目指す
- 耐震化、防災化を推進することで、地震や水害等の災害が起こった場合でも給水が可能となるよう強靱な水道施設の構築に努めます。
- 維持管理（点検・補修・修繕・更新・新設等）を継続し、それらの情報を蓄積することで、今後の適切な維持管理の実施、更新時期の把握に努めます。
- 今後増加が見込まれる老朽管路を管路更新計画に基づき、適正口径と病院や避難所等の重要施設を考慮し、効率的かつ効果的に更新を進め、管路の健全性の確保に努めます。
- 管路マッピングシステムのデータベースを活用し、適切な管理を実施します。

(4) 下水道

■課題

- 下水道施設の適正な管理のため、老朽管及び処理場の調査、修繕、更新が必要です。
- 処理場への負担を減らすためマンホール継目や管路から地下水等が浸入する箇所を効率的に発見し、計画的な改善・修繕が必要です。

■管理に関する基本方針

- 下水道施設の維持管理のため、管路及び機械設備・電気設備等の調査、修繕、更新を計画的に行います。
- 「不明水（浸入水）」により処理場に負担がかかることを防止するため、計画的な改築、修繕に努めます。
- 下水道台帳システムに維持管理情報のデータベースを追加し、適切な管理を実施します。

(5) その他のインフラ施設

■ 課題

- 厳しい冬の気候や台風等の自然災害により、経年劣化が激しい施設を多く保有します。
- 関係する受益者の経済活動や利益、安全や健康を守るためにも、これらの更新や維持管理を適切に実施する必要があります。

■ 管理に関する基本方針

- 予防保全を念頭に置いた維持管理を実施します。
- 定期的に点検・診断することにより、適正なコストで最適な維持管理・修繕・更新等を実施します。
- ライフサイクルコストの縮減を実施しつつも、機能を維持するためのハード整備との整合を図りながら、地震や津波・高潮、河川氾濫等の自然災害への対応に努めます。

第7章 推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまでは、公共施設等の所管課ごとに保有する公共施設等の維持管理や情報把握を推進してきましたが、今後は全庁的な取組を推進します。

また、公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、財政部局との密接な連携のもと、事業の優先順位等を検討していきます。

(2) 情報管理・共有のあり方

公共施設等のマネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、必要な情報を適宜把握し分析する必要があります。

そのため、今回把握した各施設の情報を一元的に扱えるデータベースとして活用するとともに、今後は、各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を更新できる仕組みを検討します。

また、この仕組みで一元化されたデータから施設の利用状況や点検結果等を把握し、そのうえで、各施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用、余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討を進めるとともに、固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的かつ横断的に効率的な管理・運営に努めます。

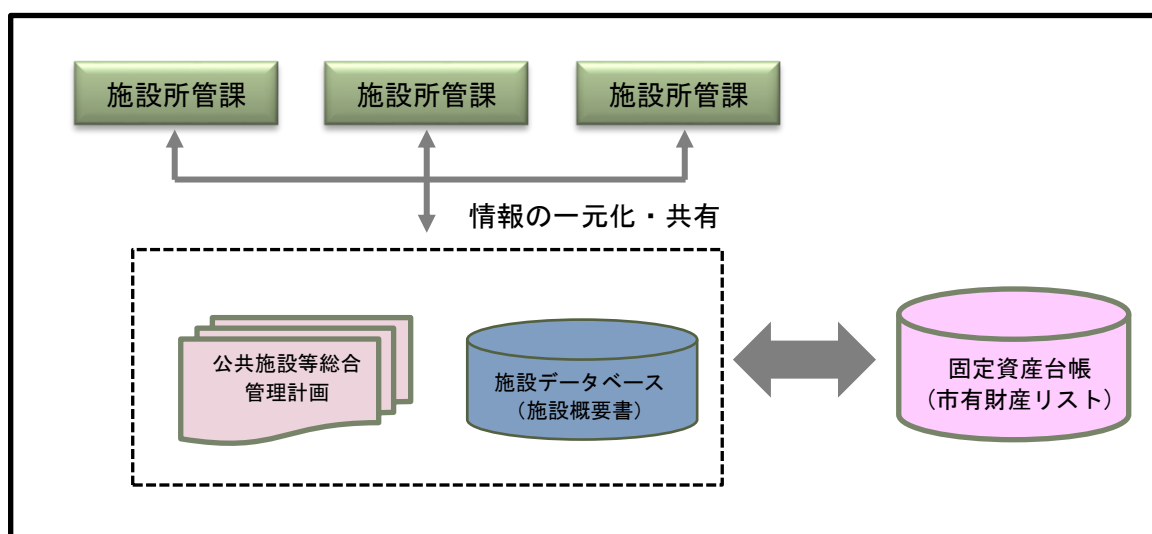


図 7.1 情報の管理・共有のイメージ

2. フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、次に示すPDCAサイクルを実施していくことが重要です。

■計画 (Plan)

上位・関連計画との整合性に留意して、本計画を策定します。

■実施 (Do)

本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを、庁内横断的に実施します。

■検証 (Check)

供給、品質、財務の観点や施設データベースの活用などにより、定期的に評価・検証を実施します。

■改善 (Action)

評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には、結果を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。

また、必要に応じて「計画 (Plan)」を見直します。

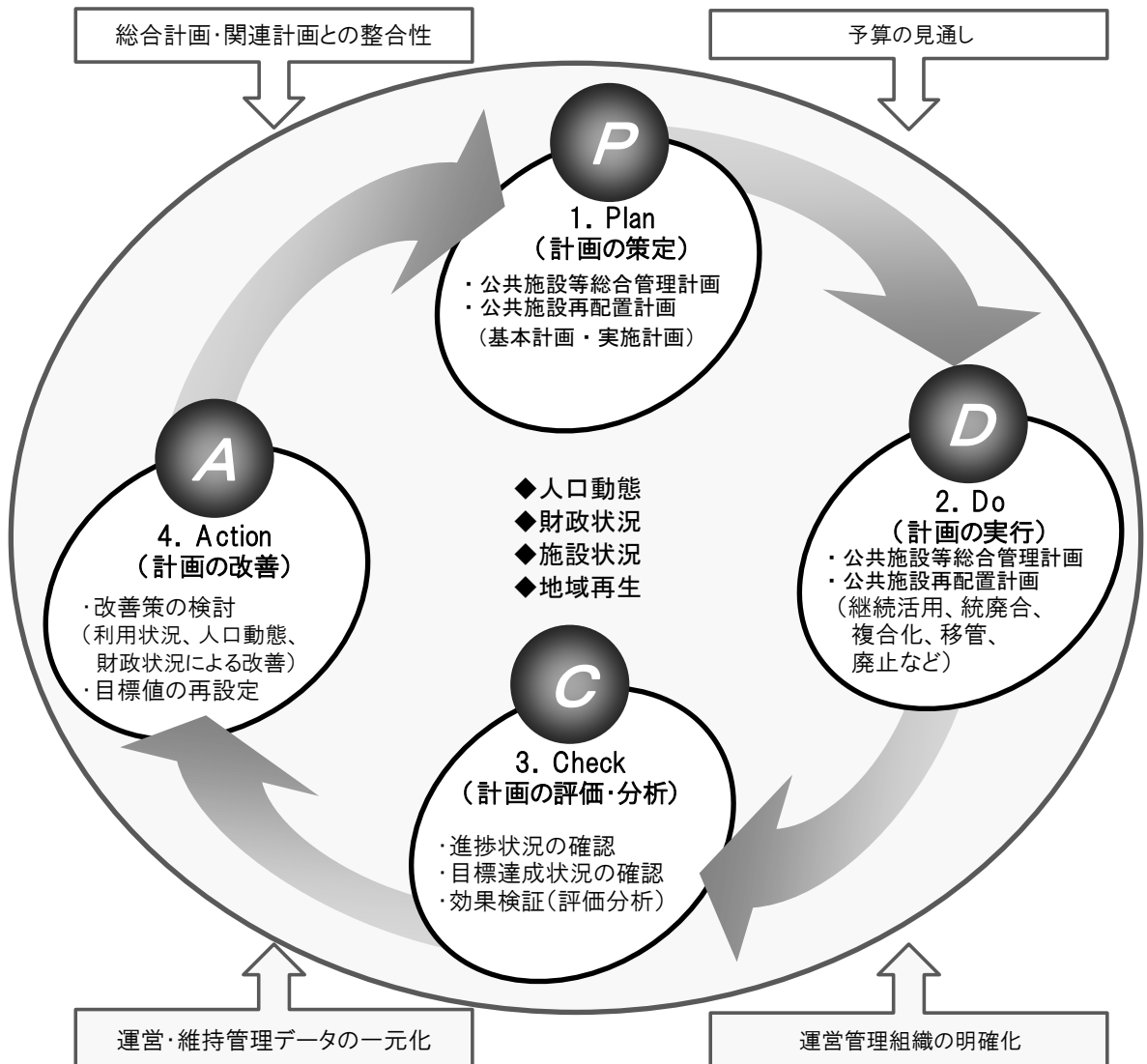


図7.2 フォローアップの実施イメージ

宮古市公共施設等総合管理計画 改訂版

策定：平成29年3月

改訂：令和6年2月



宮 古 市

編集 宮古市総務部契約管財課

〒027-8501 岩手県宮古市宮町1丁目1番30号

TEL 0193-62-2111 FAX 0193-63-9114

ホームページ <http://www.city.miyako.iwate.jp/>